

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和4年6月21日（火）
午前10時00分～午後2時44分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	渡 辺 しんじ	副委員長	藤 條 たかゆき
	委員	橋 本 由美子	委員	いぢち 恭 子
	委員	池 田 けい子	委員	折 戸 小夜子
	委員	いじま 文 彦		

出席説明員	企画政策部長	鈴 木 誠	施設政策担当部長	榎 本 憲志郎
	市民自治推進担当部長	田 島 元	行政管理課長	大 島 亮 弥
	企画課長事務取扱 (兼)			
	市民自治推進担当課長事務取扱			
	資産活用担当課長	内 田 直 人	広報担当課長	尾 崎 ゆかり
	総 務 部 長	藤 浪 裕 永	総務契約課長	櫻 田 芳 恵
	人 事 課 長	森 合 正 人	文書法制課長	岩 田 具 嗣
	防災安全課長	城 所 学		
	市民経済部長	磯 貝 浩 二	市 民 課 長	片 岡 千 晴
	経済観光課長	渡 邊 哲 也	観光担当課長	三 浦 博 幸
	健康まちづくり推進室長	原 島 智 子		
	公園緑地課長	長谷川 哲 哉		
	会計管理者 (兼) 会計課長	高 階 靖 哲		

案 件

	件 名	結 果
1	4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情	継続審査
2	所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについて	継続調査
3	特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	「（仮称）第六次多摩市総合計画」改定方針及び改定の進め方について	企画課
2	ベルブ永山を活用した庁舎狭隘化対策の方針について	企画課
3	市制施行50周年記念イベント「くらし・たのし・たまし」について	企画課
4	ふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況について	企画課
5	公共・公用施設併設駐車場活用の基本的な考え方等について	行政管理課 公園緑地課
6	フードトラックトライアルサウンディング実施について	行政管理課
7	豊ヶ丘・東寺方複合施設の今後の進め方等について	行政管理課
8	多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について	行政管理課
9	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
10	多摩市公式ホームページのリニューアルについて	広報担当
11	令和4年度シティセールス事業について	広報担当
12	地方公務員法の育児休業等に関する法律等の改正に伴う対応について	人事課
13	健幸！ワーク宣言式について	人事課 健幸まちづくり推進室
14	多摩市地域防災計画の修正について（概要）	防災安全課
15	東京都による首都直下地震等の被害想定の変更について	防災安全課
16	多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	文書法制課
17	「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」・「多摩市工事契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）」及び「多摩市工事契約約款第25条第1項から第4項までの規定（全体スライド条項）」の市の対応について	総務契約課

18	多摩市公契約条例の実施状況等について	総務契約課
19	新型コロナウイルス感染症への取組状況(5月31日現在)	課税課 納税課 市民課 経済観光課
20	住民記録の処理の遅れについて	市民課
21	「多摩センターの将来のビジョンを描く」行動指針(令和4年度～令和6年度)～多摩センターのこれからのあゆみ方～(報告)	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
22	「東京都市長会広域連携事業」令和4年度予定事業と令和3年度実績報告について	経済観光課
23	(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定開始について(報告)	経済観光課
24	連光寺六丁目農業公園づくり事業に関する報告	経済観光課 公園緑地課
25	令和3年度基金運用実績の報告について	会計課
26	行政視察について	—

午前10時00分 開会

渡辺委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4 郵送陳情第3号 市役所本庁舎の移転に関する陳情を議題とする。

なお、4 郵送陳情第3号については署名の追加があったので、事務局より報告させる。

事務局 4 郵送陳情第3号について、これまでの署名はゼロ名だった。本日までに追加の提出が684名あった。合計して684名である。

渡辺委員長 本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(矢口氏) 陳情者の矢口である。本日は発言の機会を与您いただき、大変ありがとうございます。陳情の要旨は、多摩市役所を現在の場所から多摩センター駅前に移転し、新築していただきたいということである。現在の市役所は、多摩ニュータウンの開発により街並みが南に広がり、町田市に属していた瓜生、南野などが多摩市に編入されたことによって多摩市の中心として地位を失っている。その上、交通が大変不便である。バスの本数は限られており、バス停から市役所までは急勾配の坂道で、徒歩で往復するには大変難儀である。これに対して多摩センター駅は、準特急・急行などが停車し、都心に直結しているため大変便利である。多摩センター駅南側は各住宅地と鉄

道駅を結ぶバス発着のターミナル停留所になっているので、バスを利用する場合にも大変便利である。多摩ニュータウンが開発されて半世紀が過ぎ、住民の高齢化等により人の交流も少なく、街としての活性化が停滞している。多摩センター駅前に市役所を新築し、多摩ニュータウンの確固不動の核を構築して多摩ニュータウンの一層の活性化を促進させるとともに、新たな公共投資をすることによって経済の循環が促進されて、その乗数効果が働いて市の経済の活性化が期待できる。そのほかについては陳情書記載のとおりである。

最後に一言。多摩市の本庁舎は、多摩市自体を象徴するシンボリックな建物であるので、多摩市の市民が他市の市民に対して誇りを持って語ることができるような立派な新庁舎を多摩センター駅前に建築して下さるようお願い申し上げます。陳情書を提出してから本日までに684名の方から陳情に賛同する旨の署名をいただいたので、私の言葉の背後にはこれらの人々の熱い思いが込められている。以上である。大変ありがとうございます。

渡辺委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明等あったらお願いしたいと思う。

榎本施設政策担当部長 現在の市役所本庁舎の建て替えの検討の状況と考え方について簡単にご説明させていただく。多摩市役所本庁舎はこちらの議会があるA棟と隣の総務部等があるB棟があるが、その両方とも防災拠点として国が定める必要な耐震基準を満たしていない耐震性の問題がある。

また、B棟については令和11年度に建築から60年を迎える老朽化の問題もある。また、市民相談スペース等が十分に確保されていないというような狭隘化の問題がある。このような問題が現在ある。そのためB棟が築60年を迎える令和11年度までに本庁舎を建て替えることを目指している。建て替えのための工事を行うまでに基本構想・基本計画の策定、基本設計、実施設計という順に行っていく予定である。

現在はその中の基本構想の策定のための検討を進めているところである。学識経験者による有識者懇談会を立ち上げ意見をいただくとともに、市民アンケートも実施し、この7月、8月には第1回の多摩市役所本庁舎建て

替えについての市民フォーラムを開催し、市民の方々の意見を聞きながら検討を深めていく予定である。コロナ禍が長期化する中で、世の中の状況も変わってきているところがある。行政のデジタル化の課題も指摘されており、現在その進展が求められているところである。また、テレワーク等市民の働き方が変わってきていると。そのような状況を踏まえると、これまでのような考え方の発想の転換が本庁舎を取り巻く状況の変化から必要ではないかと、検討の中で考えているところである。

また、本庁舎については、令和11年度の竣工、その後20年30年と利用していく施設ということを考えると、人口減少社会等将来をきちんと見据えて考えていくことが重要だと、検討の中で思っているところである。これまでの市民サービスの方向性としては、本庁舎になるべく来ていただかなくても、例えばデジタル化でオンライン申請や、駅前の出張所や、一部既にコンビニでの発行物の発行もしている。市民の身近なところでよりサービスが受けられるようなことが求められているというような状況も、検討の中では今考えているところである。そうした中では、本庁舎に必要な機能、役割についても変わってきているのではないかという認識のもとで検討を進めているところである。

これらのことを念頭に現在基本構想の検討において、将来の市民サービスの姿や目指す本庁舎像といった基本理念や基本方針、本庁舎の基本機能等を検討し、それを踏まえて今後場所のあり方、考え方について議論を深めていく予定である。現段階では、市役所本庁舎の基本機能と将来の市民サービスの姿を検討しているところであり、これらを踏まえて、これから規模や場所のあり方、考え方について引き続き有識者の皆さんや市民の皆さん、議会の皆さんの意見を聞きながら今年度末までに基本構想をまとめる中で整理していきたいという予定である。大変簡単であるが、現在の状況と考え方である。

渡辺委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

この際暫時休憩する。

午前10時11分 休憩

午前10時17分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

休憩中に意見交換を行ったところ、継続審査を求める旨の意見があった。お諮りする。本件については、建て替えの場所について結論を出す時期ではないことと、今後多くの市民意見を聞いていく段階を踏んでいくべきという理由により、慎重審査のため継続としたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。よって本件は継続審査とする。

日程第2、所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについてを議題とする。

本件は、継続案件である。

本件については、令和3年6月14日に所管事務調査として位置づけた。令和3年9月2日の総務常任委員会では、所管事務調査の進め方について意見交換を行い、市民の意見をどう取り入れていくかが重要であるため、そのことを今後の市側との意見交換の中で協議していくことを確認した。

また、10月12日には多摩市役所本庁舎建替基本構想策定方針についての勉強会を開催し、市側から、基本構想は庁内の策定委員会と庁外の有識者懇談会において検討を進める旨の説明があった。これを受けて、その後の総務常任委員会では、有識者懇談会の報告に合わせて協議を行っていくことを確認した。

令和4年第1回定例会以降の活動としては、5月13日に建て替え事業の取り組みを終えた清瀬市への視察を行い、6月6日には勉強会を開催し、有識者懇談会について市から報告を受け、質疑を行った。

ここまでこのように進めてきたが、今後もさらに市民の意見をどう取り入れていくかを中心に調査研究を進め、今後引き続き開催される有識者懇談会についての市側からの報告に合わせて協議を行っていくことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにしたと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時22分 休憩

(協 議 会)

渡辺委員長

ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会1番、「(仮称)第六次多摩市総合計画」改定方針及び改定の進め方について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 企画政策部からは、この後11件の案件のご報告をさせていただく。

以後、「(仮称)第六次多摩市総合計画」改定方針及び改定の進め方についてご説明後、各課長から直接ご説明をさせていただくやり方でよろしいか。では、そのような形で各課長から直接ご説明をさせていただくということで進めさせていただければと思うので、どうぞよろしくお願いする。

田島企画課長

まず私ども企画課から4件ほどあるが、一番最初が「(仮称)第六次多摩

市総合計画」改定方針及び改定の進め方についてということで、資料は3つ入れさせていただいている。1点目が、Wordの文で打っている「(仮称)第六次多摩市総合計画」改定方針を5月に決定させていただいたので、その内容については、次のパワーポイントの資料をお開きいただければと思う。最後に3点目のスケジュールを説明させていただきたいと思う。

では、2番目の青っぽいパワーポイントの資料をお開きいただけるか。こちらが1点目につけた改定方針の内容の概要版になるので、こちらで説明させていただく。

2ページ目をお開きいただくと、ページは1であるが、改定の背景・趣旨等が書いている。今回ご案内のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大があったので、その関係で今第五次総合計画を策定した22・23年度現在とかなり状況が変わっている。自治体を取り巻く環境も大きく変化している。その中で、これは所信表明でも述べさせていただいた気候変動問題の対策、これは議会とも宣言を出したところであるが、また、多摩市の少子化、高齢化も着実に進行している。こういったことを受けて今後第2期の基本計画からも進めているが、健幸都市、またその後の地域共生社会を実現していくということが、次の総合計画の中の柱になってくるかと思う。こういった本市を取り巻く多くの課題に長期的に取り組んでいくために、ここで基本的なビジョン、また目指すまちの将来の姿、これを達成していくための政策・施策等の基本的な方向性を見直していきたいと思っている。

併せて、今2030年度がちょうどSDGsの達成目標の年度になっているし、また、カーボンハーフの目標年度もちょうど2030年に当たるので、このあたりを見据えた基本構想(長期ビジョン)、また、その下の基本計画、今回は10年前後になるので、前期基本計画をつくっていききたいと思う。第五次総合計画は20年後を見据えてつくったが、今回このように刻々と状況が変わる中では、かなり変化が大きい状況にあるので、こういったコロナ後のニューノーマルと言われる新しい日常創造の時代を見据えて、変化に対応できるような計画に今回していきたいと思っている。

2ページ目が体系になるが、位置づけと体系は基本的に大きく変わっていない。大きく総合計画は二層になっているので、基本構想の下に基本計

画があるという構造である。

3枚目、次のページが、今回の構成と期間になるが、先ほど申し上げたように第五次総合計画は20年を見据えてつくったが、今回についてはおおむね10年間ぐらいを見据えた基本構想、基本計画にしていきたいと思っているので、令和5年中にできればスタートさせていきたいと思っているので、その中で10年間の基本構想の中の前期と後期に分けて、基本計画についてはつくっていききたいと考えている。

4ページ目が、基本的な考え方。先ほど申し上げたが、SDGs、またカーボンハーフの目標年度、ちょうどこれが2030年に当たるので、こういった取り組みを市としても推進していこうと思っている。基本構想については、先ほど申し上げた長期的な理念、将来都市像、また目指すまちの姿といったものを明らかにして、今現行の第五次総合計画の3期計画を踏まえて、今回も市民の皆さんと一緒につくっていく計画にしていきたいと思っている。

次の5ページが、基本的な考え方の基本計画に当たる部分になるが、こちらについても、基本構想で定める将来都市像を見据えたものにしていくが、今回所信表明の中でも大きく、次の総合計画に当たっての柱としておおむね想定されるのは、この5つかなと思っている。こういった気候変動問題の対策、また健幸まちづくりをさらに前進させていく、またダイバーシティインクルージョンを目指し、こういった多様性を認め、受け入れ、生かすための取り組みを進めると同時に、多摩市版DXをここで推進していくので、こういった新たな時代の要請に対応することも含めて総合計画に入れていきたい。コロナ感染症については、収束の時期がまだ見えないので、引き続き取り組んでいくところである。一番下に入れたが、ここで令和2年度の末に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について第2期の計画をつくったが、こちらと、昨年つくった国土強靱化地域計画については、できたらこの次の総合計画の中で一体化をさせていきたいと思っている。こういった、産業振興、魅力あるまちづくり、また大規模自然災害の対策、これも一体的な形で次の総合計画の中に織り込んでいく予定である。

次の6ページ、これは先ほど申し上げた市民とともにつくる計画、また

総合計画を推進するに当たっては、こういった行政分野ごとの計画内容だけでなく、行財政運営、また公共施設マネジメント、また内部改革等、現行の計画でも第3章に入っているが、こういったものも引き続き総合計画の中に含めていきたいと思っている。将来展望人口については、先ほど申し上げた第2期の総合戦略をつくったので、そちらの将来展望人口の実現に向けた施策の推進を図っていきたいと思っている。

最後が、改定の体制である。来月7月から総合計画審議会を立ち上げていきたいと思っているので、こちらに諮問、答申を受ける形で、庁内としては5月に策定委員会の第1回を行ったが、策定委員会のもとに専門委員会、各部長・課長が全て入る分科会も設定し、庁内的にはこういった策定委員会、専門委員会で検討を進めながら、総合計画審議会と内容の共有等を図りながら今回つくっていききたいと思っている。そのもとに、一番下にある市民参画である。総合計画審議会自体も市民参画の一つであるが、さらに広く市民の方の意見をいただくために、ワークショップ、パブリックコメント等も行っていきたいと思う。最終的に市議会の皆様に基本構想については議決をいただくという条例を昨年つくったので、こちらの提案を来年の3月議会にさせていただきたいと思っている。

続いて、次の3つ目の資料、こちらが簡単な進め方の全体のスケジュールになるので、そちらをお開きいただければと思う。

表裏があり、1枚目が基本構想で、2枚目が基本計画になるが、ここで令和4年の7月にこれから差しかかかっていくところであるので、この総合計画審議会、市民、庁内、議会と行っているが、先ほど申し上げたように総合計画審議会は7月以降、予定としては全体で今年度中に9回ほどやらせていただこうと思っている。その中で方向性の検討、内容の検討をいただき、庁内でもこの策定委員会、専門委員会等の中で具体的な内容検討をしていきたい。その間に市民という項目を挟んでいるが、6月、今月中・高生、また市民団体へのアンケート等についても今実施をしているところである。こういったところで10月にはワークショップも開かせていただこうと思っている。

したがって、予定としては、11月ぐらいに素案を決定し、その中で議

会の皆様にはこのように総務常任委員会で定期的に報告をさせていただきたいと思っているが、できれば11月に全員協議会を開かせていただいて、素案の概要のお示しをしたいと思っている。12月にパブコメを行い、1月に最終案の調整をさせていただいて、基本構想の案についてはできれば1月の末までに決定をしたいと思っている。最終的に2月に事前の検討をして、先ほど申し上げた3月には基本構想の議決をいただければと思っているので、前回の例に倣うと、特別委員会等も設置をされているので、そちらについては今後議会と調整しながら、3月議会での議決を目指していきたいと思っている。

次のページは、来年度令和5年度中には基本計画をスタートしていきたいと思っているので、今年度中に庁内ではこの基本計画の内容検討に入っていくが、基本的には来年度に入ったら総合計画審議会とも、今度はその下の基本計画の内容検討等を行い、引き続き市民参画等もいただきながら、こちらの予定では8月末までに素案をつくり、また議会の皆様に全員協議会でご説明をさせていただこうと思っている。9月のパブリックコメント、最終的には10月に最終調整を行い、遅くとも11月までには、この次の（仮称）第六次総合計画の計画スタートに入っていきたいと思っている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員

六次という形で、第五次総合計画の最後のところで私たち見据えていたらそういう形であるが、そういう意味では総務常任委員会は去年こういう進め方で、2022年度3月予算に業者の委託の問題が入っていたが、その辺のところはあまり説明された記憶が私はないが、今日に至るまでその計画の流れをどのように考えておられるのか、また議会への情報提供は割合とつひな感じもするが、その辺についてお答え願う。

田島企画課長

言われるとおりで、今回市長選挙もあったので最終的なこの方針、総合計画の改定に入っていきたいと思っていたが、その時点で基本構想からやっていくのか、また基本計画が今第3期であるから第4期の基本計画にしていくのか、方向性について3月の時点では明確にさせていただいていなかったもので、この総合計画の支援業務の予算等を計上していた中での説明となってしまった。その後市長選も終わり、ここで改めて第六次総合計画

をつくっていくことをこの4月以降、最終的には5月に決定し、改めて市として行政としての方針が固まったので、ここで議会に改めて報告させていただいたところである。

橋本委員

4月、5月に行政方針が決まったということであるが、これだけの基本計画で、2019年から2028年と書かれたものが私たち基本的に頭の中にある計画なので、先ほど「唐突」という言葉を使わせていただいたが、いいか悪いかは別に、非常にスタートが忙しい。これから総合計画審議会をやっても、素案ができたから皆さん召し上がってほしいと議会に出されるという感じが否めない。多分総務常任委員以外の人も、このスピード感には少しえ？ という感じがするかと思う。これを決めれば、これから庁舎建設があるところも絡んで、いろいろな気候の問題、5つの問題は皆重要で非常に大切だと思うが、やってはいけないということではないが、議会にとっても非常に大変だと思う。

そのような中で、私、結論から言うと、もう少し丁寧にやるためには、総務常任委員だけではなくほかの議員にも知らせる手段を早急にとっていかないと、皆こちらのルールの上を進んでいくと思ったら、隣のルールに第六次で行くからこちらに乗ってほしいと言うのと簡単に言えば同じで、その辺は市民には丁寧であるが議会にはあまり丁寧ではないと私は率直に感じるが、その辺についてお答えいただいて、ぜひその辺の打開をする道をお示しいただけたらと思う。

田島企画課長

言われるように議会への情報提供は当然必要だと思っているし、今想定しているスケジュールが橋本委員が言われるようになりかなりタイトであることは確かであるので、今後議会への定期的な情報提供については、総務常任委員会については確実に情報提供させていただこうと思っているが、ほかの常任委員会も含めて、事務局としての情報提供の在り方については内部で検討させていただければと思っている。

橋本委員

十分納得はできないが、気候などと言えば生活環境常任委員会も深く絡むし、いろいろなことで関連する委員会は総務常任委員会だけということは絶対あり得ないので、そこは急いで検討し、皆さんが納得して十分な意見反映ができるような形にさせていただきたい。それだけ申し上げておく。

いぢち委員 内容的なことではないが、特に市民相手に、発信や意見交換、市民の意見を伺うということでワークショップ等を企画されている。気になるのがコロナの状況であるが、今落ち着いているとはいえまだ警戒している状況で、こうしたワークショップが開けない場合を何か想定しているのか。今お話もあったとおり、非常にタイトな中でこれを進めていかなければならない。

そういったときに、ワークショップをこの状況では開けないので極端に言えばスキップしてしまう、あるいはそこで市民の意見を何とか聞くために何らかの手だてを考えるのか、たればの話になるが、市側のお考えを伺いたいと思う。

田島企画課長 先ほどの3つ目のスケジュール案の中でもお示しさせていただいたが、今回市民参画、自治基本条例を私どもも持っているので、特に総合計画は最上位の計画でもあるので市民参画手法として基本的には2つ以上と規則上はなっている。今想定しているだけでも、少なくとも総合計画審議会をつくり、事前のアンケートも行い、また10月にはワークショップ、さらに素案ができた段階でパブリックコメントということで、一応最低でも4つの参画手法を取り入れていきたいと思っている。

今言われるように特に10月に想定しているワークショップは今までも取り入れてきたが、無作為抽出で市民の方にお呼びかけをして幅広い世代、また地域の方に参画をいただこうと思っている。これまではこういったやり方を取ってきたが、まだ状況は分からないが例えばコロナの関係で10月のワークショップが対面ではできないようなことが起こった場合については、別のやり方等についても検討していかなければいけないかと思っている。ワークショップという手法がオンラインではなかなかやりづらいというのがこれまでの経験からも見えてきたので、いただいたご心配も含めて、実施の上では事前にいろいろ検討させていただこうと思っている。

いぢち委員 事情は当然議会も同じで、例えば全員協議会を開ける状況なのかということもあるかもしれないが、私たちにはまだZoomという手法がある。ただ、無作為抽出等いろいろな形で皆さんが幅広く市民の参画、市民の意見を聞きたいと考えておられるのはこちらも十分理解しているので、その

点に特に留意して、難しいと思うが対策をよろしく願います。

いいじま委員 この協議会の表題であるが、改定方針とあるが、何を改定するのか。

田島企画課長 改定方針については、特に総合計画全体を改定していくことを考えている。

いいじま委員 これ第五次多摩市総合計画を改定するという意味で多分書いておられると思うが、3月の議会でも予算としては多摩市総合計画改定事業として出てきているので、当然我々議員としては第五次総合計画を改定するのだなということが想定されて、まさか第六次総合計画をつくろうなどということはゆめゆめ思わないわけである。それが普通だと思う。ほかの行政のホームページを見たが、第六次多摩市総合計画をつくるのであれば、本来は策定になると思う。だから、そもそも改定のつもりで全てこれまで進めてきた。

これまでのタイムスケジュールを見ても、まさに改定のスケジュールの流れでこれまで来ていると思う。あえてここで第六次総合計画、これ策定である。このようにしたということはしっかりともっと説明していただかないと、議会、議員としては納得いかないのではないかとすることはお伝えしておきたいと思う。何かあればお答えいただきたいと思う。

田島企画課長 今、議長からもいただいた、先ほども以前の経緯の中でご説明させていただいたが、ここで第六次総合計画をつくっていくか、また第五次基本計画の4期の計画をつくっていくかという時点、これを決定したのがここで5月になってからであるので、言われるように今回改めて総合計画を基本構想から見直しをしていくという点では、今、議長からもいただいたように、策定のほうが内容には合っているかと思っている。そういったところも含めて、市民の皆さんにはこれから説明していくことになるので、丁寧な説明の必要があると思っている。

いいじま委員 これは、議長として申し上げたいと思うが、今回第六次総合計画を改定あるいは策定のどちらなのかわからないが、つくることが出てきたのは、先ほど橋本委員からもあったが、極めて唐突な感が否めないと思う。これに対して議会としてどう対応していくのか、どう関わりを持たせていただくのかということは、しっかり全議員で共有して進めていかなければ

いけないと思っているので、まずは橋本副議長と相談して、議会運営委員会の中でもしっかりと検討を考えていきたいと思っていることをお伝えしておく。

橋本委員 市長の所信表明のときに、第五次総合計画を検討して短いスパンで今度は考えていかざるを得ないという趣旨のことは申し述べておられるが、これの改定に着手しという形で今年度中に第六次総合計画をこういうスピードでやるということは、この6月の10日の議会開催日にも、私たちには言葉として伝わってこなかったと思う。考え直すということは、ニューノーマルで変えるのだなとは思ったが、このスピードで、タブレットで読んで僅か10日ほどしかたっていないが、この辺は企画政策部長や企画課の方だけではなく市長にもきちんと申し上げたいので、そのことをお伝えいただきたいし、あとはいいじま議長と相談して今後の共有をどうするか考えていく。

鈴木企画政策部長 今、議長、そして副議長からいただいたご意見については、きちんと市長にも伝えた中で、私どもとしてもきちんと誠意ある対応をさせていただきたいと思う。

折戸委員 先ほどいづち委員が話した件であるが、ワークショップで市民の意見を聞く場合、皆無作為抽出だけでやるのか。ある面ではまさに意見を言いたいという方の積極性が閉ざされているような気がするが、そういうことは考えていないのか。要するに、委員を公募して意見をもらうようなことはもう一切やらないのか。

田島企画課長 今10月に予定しているワークショップについては、基本的には無作為抽出である。2,000名にするか3,000名にするかについてはまだこれからであるが、ワークショップ参加者については、幅広い市民の方、またエリアや年齢層を考慮した無作為抽出をして呼びかけをしていきたいと思っている。

今、折戸委員からいただいた特にご意見がある方については、別にワークショップの中で閉ざしているわけではないが、参画手法としては幾つかあるので、特に素案をお示しした後のパブリックコメント、また素案に対しての説明会もパブリックコメントと併せてやっていきたいと思っている

ので、そういった方のご意見をこちらにお伝えしていただく機会についても引き続き確保していきたいと思っている。

折戸委員 確かに無作為抽出でやるのは非常に平等的で、いろいろな方から意見が聞けることを決して否定しているわけではないが、非常に関心を持っている、こうしたほうがよいのではないかという積極的な考え方を持っている方もおられると思う。その方に対しては閉ざすのではなくきちんと開いていく、情報を開示しながらそういった人たちの考え方も皆キャパシティとして受けながらやっていかなければいけないと私は思っているので、その手法の在り方についても工夫して積極的にやっていただくことをお願いしたいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会2、ベルブ永山を活用した庁舎狭隘化対策の方針について、市側の説明を求める。

田島企画課長 ベルブ永山を活用した庁舎の狭隘化対策の方針についてであるが、こちらも昨年5月に決定したので、ご報告をさせていただきたいと思う。

パワーポイントの資料をご覧いただきたいが、まず1枚目が、どうして庁舎の狭隘化対策が必要かという背景である。ここでは大きく5つ並べているが、昨日の一般質問の中でもご答弁させていただいたところと重なるが、現行の庁舎は先ほどもあったように最終的には令和11年度の建て替えて、こういった狭隘化対策については課題解決をしていきたいと思っているが、現行の庁舎の中ではどうしてもこういった課題が発生する。特に障害福祉課の前等スペースがかなり狭くなっている関係で通行にも支障を来している。

また、会議室であるが、打ち合せスペースが日常的に不足している関係もあり、現在の状況のようにオンラインの会議等をほかの自治体や民間の事業者等ともやっているが、そういったスペースも直接設けられていないので、この広い会議室を使わざるを得ない。したがって、ほかの会議ができないといった非効率的な状況である。また、3、4、5についてはどち

らかという内部的な状況であるが、組織上分散してしまってなかなかコミュニケーションが図りづらい。特に健康福祉部については、B棟1階、2階、4階、またA棟にも保険年金課等があるので、かなり分散してしまっている。さらに生活福祉課についてが一番顕著であるが、職員のスペース自体も限られたスペースでやっている状況にある。

こういった状況から、必要な人員配置、また組織改正も適時にできていないので、こういった課題については本来的には庁舎の建て替えを待つ必要があるが、その前の暫定的な対応として、今回本庁舎外の施設を用いた狭隘化対策を図っていきたいと思っている。

次のページ、2ページであるが、本庁舎については狭隘化してしまっていて外に出ていかざるを得ないと考えているので、どこの庁舎外の施設に、また、どの部署を庁舎外の施設に持っていくのかを書いている。庁舎外の施設としては、今基本的には本庁舎に集約されているが、そういったものを過度に分散させていくのは避けるべきであると考えているので、既に持っている公共施設または民間施設の中で公共施設が入っている施設が適当ではないかと考えている。ただ、現行の公共施設の中で一定のスペースを確保するのはかなり厳しい状況にあるので、今回は民間施設の中で公共施設が入っている施設として検討してきた経緯である。

また、次は外に出す組織はどういったものがふさわしいかであるが、ある程度本庁舎外に出ていくということがあるので、まとまりがある組織、部単位ぐらいの組織を一斉に出す必要があると考えている。矢印の下にあるように、今回ベルブ永山を活用していきたいと思っているが、ベルブ永山の5階についてはワクチン接種のコールセンター等で今年の3月末まで使っていた。

また、4階のマイナンバーカードセンターについても、この5月のゴールデンウィーク明けから2階に移したところである。ここで、先にお認めいただいた4階のしごと・くらしサポートステーションを2階に移すことによってベルブ永山4階、5階の中に一定のスペースを確保することができる。

また、教育委員会が今対象としているが、第2庁舎で使っている面積が、

この4階、5階の面積とほぼ同じである。さらに、先ほど申し上げたベルブ永山という施設については、永山公民館、永山図書館という公共施設が既に入っているので、教育委員会が移ることによってある程度一体的なマネジメントがしやすくなる部分も出てくると考えている。

次のページは、今申し上げたベルブ永山と教育委員会事務局が占用している面積が大体同じぐらいであることを書いている。今回ベルブ永山では5階の1室と4階の3室を合わせると589.45平米、今第2庁舎で使っている面積、1階の第2庁舎会議室についてはほかの部も使っているところであるが、これを含めた形で言うと約589平米であるから、ベルブ永山に移したとしても、現行で使っている面積をおおむね確保できそうである。

次の4ページは、今回ベルブ永山に教育委員会事務局を移していきたいと思っているその大きな考え方であるが、冒頭でも申し上げたように、今回の移転はあくまでも11年度に予定している本庁舎の建て替えまでの暫定仮移転と考えているので、新たな設備投資等はなるべく最小限にしていきたいと思っている。

また、本庁舎とベルブ永山という一定の距離を移動することになるので、効率的な執務環境も整備していかなければいけないと思っている。特に特別職である教育長、また教育部長等が本庁舎外に出ていくことになるので、オンラインで参加できるような会議の環境整備、ここでDXの関係もあるので試行的に執務環境を整えていきたいと思っている。

また、今回は全体の狭隘化で教育委員会に暫定で外に出てもらおうことになるので、災害時対応、特に転入時の学校への転籍の手続等について、市民サービスに影響が出ないように全庁挙げて、関連する部署も協力体制を取って対応していきたいと思っている。

5ページ目は、教育委員会事務局をベルブ永山に移した後、本庁舎の狭隘化対策としてどういったことに取り組んでいくかであるが、今回、市民サービスの向上・維持を意識した取り組みをしていきたいと思っている。福祉部門については集約を図っていきたいと思っているし、窓口でのプライバシー確保、先ほど申し上げた車椅子利用者への対応等、一定の通路ス

ペースの確保も図っていきたいと思っている。

また、市民サービスの低下にならないような体制を全庁挙げて取っていくことも、今後の取り組みの一つに入れている。また、(2)に書いているが、職員の新たな働き方に合わせた執務環境の整備をハード面、ソフト面の両方からやっていきたいと思っている。

特にソフト面での対応で、民間の会社等ではもう導入しているが、フリーアドレス制といった新たな取り組み、ウェブ会議もできる体制づくりを本庁舎の狭隘化対策として行っていきたいと思っている。庁舎のレイアウト変更については、どうしても玉突きに移転になると考えている。第2庁舎2階が空くが、1か所をそちらに移すだけでは全体のレイアウト変更の課題解決にはつながらず、2回ないし3回のレイアウト変更になるのではないかと考えている。

次のページにお示ししたが、ベルブ永山を活用していくという視点でつくったのがこの全体のスケジュールになるが、1期目、これは庁舎の狭隘化対策とは直接関係ないが、永山のマイナンバーカードセンターを4階から2階に移した。サービスの利便性向上を含めて、しごと・くらしサポートステーションを4階から2階に移すという予算をここでお認めいただいた。

さらに、3期目として、9月の補正で考えているが、教育委員会の執務室を移転することによって先ほど申し上げた4階、5階の一定のスペース、約589平米があくことになるので、ここに教育委員会の事務局を移す予算を9月の補正で計上していきたいと思っている。これをやることによって一応年内12月ぐらいの引っ越しで12月中に新たな業務をベルブ永山4階、5階で開始していきたいと思っている。その後、空いたスペース、教育委員会事務局が入っていた第2庁舎の2階を活用して全体のレイアウト変更を行うことによって、暫定的であるが本庁舎の狭隘化対策を図っていきたいと考えている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員

そもそもこの移転の動機となったところもいただいた資料の最初に詳しく書かれていて、それは私たち議員もかねてより問題視していたし、指摘

も多数あったかと思う。そういう意味で今回の引っ越し作業に決して異を差し挟むものではないが、ただ、7年後の庁舎移転を考慮しても、当然費用も発生するわけであり、それを見込んでここは今やるべきだという判断だったのか、そののところがまず確認したいと思う。

その上で、このタイミングでこのような引っ越しの運びとなったのは、様々な要因でベルブ永山に空きができた、逆に言うならばこれまで市側としては新庁舎の移転、建て替えとは別に、機会があれば現状を一刻も早く打開したいとかねてより考えておられたその結果としての今回の計画なのか。この2点を確認したいと思う。

田島企画課長　　まず今回のベルブ永山を活用した庁舎の狭隘化対策については、先ほども説明したが、本庁舎の建て替えを令和11年末までに予定しているので、そこで本来的な解決を図っていく、先ほど榎本施設政策担当部長からもあったが、様々な有識者の方のご意見等もいただきながら庁舎のあるべき姿について今検討しているところであるので、そちらを待つこともあろうかと思うが、それも今から計算していくと7年ぐらいの期間があるので、暫定ではあっても先ほど申し上げたような課題が発生している状況を何らか解決していきたいと思っている。

これについては、これまでも幾つかの案を検討してきたが、ほかの部署を外に移すことも検討してきた中では様々な課題があり、また一定のスペースをつくっていかないと、本庁舎内での先ほど申し上げたレイアウト変更による狭隘化対策では実効性の高いものにならないと思っている。ここで、ちょうどタイミング的には、この4階、5階という幾つかの部署が移転することによって生まれるスペースを有効的に活用していきたいと思い、ここでやっとある程度組織としての方針も固められ、予算という形で議会にも提案できる状況になったと考えている。

この案件については、いろいろな部署にまたがる案件でもあり、調整が大変難しい状況であった。本来的にはもう少し早い段階で解決策を見いだして実現したかったところもあるが、ここでやっとおおむね実現できそうな案ができたということである。

いぢち委員　　様々な諸条件の中で機会が訪れたということで、かねての懸案を解決す

るためにというようなお考えであると理解した。もう一つ確認であるが、どうしても来る庁舎建て替えのことを念頭に入れてこの問題も考えてしまおうが、これについては先日有識者懇談会でのこれまでの審議の結果等をお見せいただいて、まだ確定ではないが、市側としては例えば窓口の分散化というアイデアも出している。このことと今回の移転では明らかに組み立てが違っていると思っている。今この状態でなるべく早く移転したい、そしてまた市民サービスにも滞りのないようということでもとまりのある部単位の引っ越しをするのは現状に即して非常に納得のいく形であると思うが、ただ、もし今後窓口分散というような形をとっていくとすれば、それはまた全く違う市内のネットワークの構築になる。

そういったところを2つ考え合わせたときには、先ほどもご説明いただいた今回はあくまで現在のスキームにのっとり一部移転であり、そのための効率化として部単位の引っ越しを考える。しかし、それとはまた全く違うロジックでこの市庁舎の移転を考える。そういう意味では、全く別なものとして、今回のことは暫定の処置であり、市庁舎の移転とはまた全く別の話である、このところはしっかり確認しておきたいが、今の理解でよろしいか。

田島企画課長 本庁舎の建て替え自体は直接私のラインではないので、私の立場からの説明になるが、今いち委員からいただいたように、今どちらかということ本庁舎の機能は、集約型よりも分散型、当然まだ確定ではないが、分散していく方向で検討している状況と聞いている。そういった方向性と、今回のあくまでも暫定の狭隘化対策が同じ方向を向いているかということ、必ずしもそうとは言えないかと思っている。もしその方向性が既に固まっていれば、なるべく窓口機能等についても駅前等、なるべく市民の方に近いところに持っていくという方向性まで出ていて、それをある程度先取りする形で今回の狭隘化対策についても行えるということであれば、それが一番市民の方にも説明しやすいかと思っているが、本庁舎の建て替え自体はまだ議論の確定というところには至ってないと思っているので、方向性は共有はしているが、今回のこの案件イコール本庁舎建て替えの考え方に全てが沿っているかということ、そうではないと思っている。

ただ、一部、先ほど申し上げた4階にあったマイナンバーカードセンター、今回移転する予算を認めていただいたしごと・くらしサポートステーションについては、双方の施設が4階にあった。ベルブ永山の中でも4階は基本的にオフィス機能を中心としたスペースになっているので、市民の方から見たアクセスという点では、4階に比べて2階のフロアに落とすことによってアクセスもしやすくなるし、わかりやすい。あちらは基本的に窓口機能を持った両施設であるので、そういった点ではわかりやすさを考慮した、ある程度そういった窓口機能をより市民の方に近いところに持っていくという点では、これからの本庁舎の建て替えの考え方と一部沿うところもあろうかと私は思っている。

いぢち委員 非常に丁寧なご説明をありがとうございます。現状でき得る限りの可能性の中で配慮してこの計画がつくられていることはある程度理解できたと思う。あと1点、今基本的に4階、5階と空いたスペースに移転するという点で伺ったが、ただ、社会教育関係は3階の永山公民館事務室となっている。これに関しては、スペース的に、また作業的に、現在仕事をしておられる方々を含めて問題はないのかどうか、その点を伺って終わりにしたいと思う。

田島企画課長 細かいところであるから先ほどの説明からは落としてしまったが、最終ページの全体のスケジュールの3期の中に教育委員会執務室を移転すると、基本的には本庁舎の第2庁舎2階にあるものをベルブ永山4階、5階に持っていくと、その次に、3階の永山公民館事務室についても移転先の中に入れさせてもらっている。今いぢち委員からもあったが、今の考え方は教育委員会の教育振興課のラインとしてある文化財と社会教育のラインについては、どちらかというと教育委員会の中でも窓口の方が多くおられるところであり、また分野的にも公民館図書館と同じ社会教育分野でもあるので、今回4階、5階に移るのではなく、永山公民館の執務室を若干レイアウト変更するが、人数的には受け入れ可能だということで教育委員会内部で調整していただいたので、こちらの社会教育と文化財のラインについては、永山公民館の執務室の中に今回を期に移転していこうと思っている。

池田委員 一番最初のページで、①に、窓口スペースが少なく、通路上に待機者

が滞留し、一般の来庁者の歩行にも支障を来すとあるが、この狭隘化のことに關しては本当に前々から取り上げてきたことで、ずっと議会で議員も言ってきたところである。この2番、3番、4番、5番に關しては、職員の方々が段々そのようになってきたからやっと動き出したのかという意味では、私たちが今まで言ってきたときはなかなか厳しかったのにといい思ひもありつつ、決して否定するものではない。

いち委員もおっしゃっていたが、マイナンバーカードセンターとくらし・サポートステーションが2階に移ることは大変喜ばしいことであるが、教育委員会が駅近に来ることには、庁舎建て替え云々をまだまだ深く知らない市民にとって見ると、違ったアピールになってしまったらいけないのではないか。今庁舎建て替えでは分散化して市民の相談窓口になるようなところはなるべく便利なところというような方向の構想がある中、違う発信になったらいけないと思う。部単位で動くことは非常に効率的であるしわかるのであるが、その部分も含めて、教育委員会がここに移転することの市民への説明は丁寧にやらないと、庁舎建て替えのときに違う発信になってしまったらいけないと思うが、その点はいかがだろうか。

田島企画課長 池田委員が言われるように、先ほどのいち委員の質問と似通っているところもあろうかと思うが、今回教育委員会事務局をベルブ永山に移していくという考え方でやっていこうとしているものと、全体の庁舎の建て替えについてはある程度切り分けをして、市民の方に誤解がないような形での周知を図っていきたいと思っている。特に、スケジュール的にも12月の後半ぐらいにできればベルブ永山に執務室を移転していこうと思っているので、9月の議会で移転に係る予算をお認めいただいた後、早急に市民の方にはこちらの周知を誤解がないような形で図っていきたいと思っている。

池田委員 本当に暫定というか仮だということもしっかりとお伝えしていただければと思うのと、また、玉突きでだんだん2回3回と引っ越しを重ねていくとなると、議会でも賃料が発生するというような話もあった。その点、これに関わる総予算としてはどのぐらいを考えているのか。あと2回3回玉突きで移動していくことになるときに、最終的に本庁舎がどのようなレイ

アウトになるのかという絵がないので想像がつかないが、それはいつ示していただけるのだろうか。

田島企画課長 今回のこの移転に関する予算については、9月にはお示しをしていきたいと思っているが、移転に直接関わる経費、いわゆるイニシャルの経費と、それ以降の、今の想定では11年度末までには新庁舎ができる予定であるので、そこまでは教育委員会についてはベルブ永山に入ってもらおうと思っている。その辺りの特に家賃について、また予算の額についてもまだ調整中であるので明確な金額をお示しできないが、それについても9月の補正の中では、ある程度説明ができるようにしていきたいと思っている。

今回、第2庁舎の2階が空くからその配線工事等をして一定の組織を移し、また、さらにその移した組織があったところの配線工事をやっていくことになるので、ある程度2回ないし3回玉突きでやっていきたいと思っている。その辺りの全体のレイアウトについても、9月の補正予算をお示しする中では、ある程度どういった形になるのか、特に令和5年の秋ぐらいには完成する予定であるので、今回の狭隘化対策でのレイアウト変更案についても議会にお示しできるようにこれから努めていきたいと思っている。

池田委員 では、それを待ちたいと思う。あと、工事の予定が示されているが、来庁される市民の方たちにもいろいろな工事が関わってくると思う。その辺は、例えば土日にやるのか、それとも開庁時間にも絡むことがあるのか、工事についてはどのように計画されているのか伺いたいと思う。

田島企画課長 今、池田委員の言われている工事は、どの移転の工事になるのか。

池田委員 すべてである。

田島企画課長 まずしごと・くらしサポートステーションを移していく工事については、今回補正予算でお認めいただいたが、こちらは今マイナンバーカードセンターについては既に2階で業務を開始しているのでその支障がないように、今聞いている限りでは夜間工事に対応していくことになる。その関係もあり、若干予算額が割高になってしまったと聞いている。これから3期の教育委員会を移していく工事、これについては基本的に4階、5階は既にオフィス仕様の床になっている。しごと・くらしサポートステーション

などはほぼスケルトン状態だったので床や天井からやっていくという工事になるが、今回3期の工事については、おおむね既に今までも使ってきたところであるのでそれほど大きな工事にはならないと伺っている。4階、5階については、そのスケジュール案にも示している補正予算をお認めいただいた後の11月末の竣工予定であるので、それほど大きな工事にはならないかと思っている。

その後の4期の工事については、先ほどもお話ししたようにレイアウトが未確定であるので、どのレベルの工事になるかとは思っているが、こちらも本庁舎の中でのレイアウト変更になるから、当然執務や市民の方への影響が少ない範囲でやっていく必要があるかと思っている。

池田委員 ベルブ永山の4階などはスムーズに行くかと思ったが、特にこの玉突きになるようなところは、結構工事も狭い中でやることでもあるし、庁内ということもあるので、十分に市民に配慮していただきたいと思う。

橋本委員 かなりお話が出たので、このビルの貸手である新都市センター開発株式会社から借りて入っていく形になると思うが、このテナントの中には女性専用のスポーツ施設、保険会社、それから塾があるが、先ほどの平米数としては今の2階の教育委員会とほぼ同じかそれを上回るものになるのかもしれないが、5階と4階は当然別々であるが、4階もそれぞれ分かれている状態のままでやっていくのか、全部見渡せるような状態にまで変えるのか、その辺をまずお聞きする。

田島企画課長 教育委員会の移転については、9月に補正予算を計上していきたいと思っているので今はまだ内部で検討しているところであるが、基本的にはベルブ永山の4階と5階に、今の第2庁舎の2階で使っている教育長室も含めた教育振興課と学校支援課と教育指導課の3課を入れていきたいと思っている。

今、基本的には教育委員会と調整中であるが、4階をおおむね執務室にしていこうと思っているので、今まで使っていたしごと・くらしサポートステーションが4階の一番奥の部屋であり、その手前の部屋がマイナンバーカードセンターとして使っていた部屋であるので、今そこは仕切りの壁が入っているが、そちらの壁を取ってある程度面積を確保できるような広

いスペースにした上で、この3つの課を入れる工事を基本的には考えている。5階については、会議室等、更衣室等で使っていかうと思っている。

橋本委員 真ん中に新都市センター開発株式会社が入ることになると思うが、スポーツ施設や教育委員会の前に微妙に塾があるが、そういうところの話は直接多摩市がやるわけではないと思うが、新都市センター開発株式会社はそういうところにまで教育委員会が来るといようなお話をされている段階なのか、その辺を確かめておく。

田島企画課長 橋本委員が言われるように、マイナンバーカードセンターがこれまで使っていた部屋の手前の区画については、先ほどあったように女性向けの体操教室のような使われ方をしている、永山ワークプラザがはす向かいにあるような環境にあるので、その辺り、おそらく新都市センター開発株式会社ではほかのテナント等にはまだお話をされていないのではないかとと思うが、この後予算を認めていただいて実際に工事に入る前については、当然そういった他のテナントさんにも事前にお話をしたいと思っている。

橋本委員 先に入っていた方を出すわけにはいかないと思うが、今までのように公的なところの教育委員会という非常に微妙なところと、塾や保険会社、それから女性専用のスポーツの施設等が混在して廊下で人も顔を合わせるような構造になるわけで、先ほどお話あったが、ぜひその辺のところも市民的に理解してもらわないと何で教育委員会がという感じになると思うので、そこは慎重に、相手も納得できるような形で進めていただきたいということをお願いしておく。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会3、市制施行50周年記念イベント「くらし・たのし・たまし」について、市側の説明を求める。

田島企画課長 それでは、がらっと変わって50周年の記念イベントの関係で、次の資料をご覧くださいと思う。以前、市議会議員の皆様には、3月の時点だったと思うが招待状を送らせていただいた。その後議会事務局から最終的にご出席の確認をさせていただこうと思っているが、この50周年の記

念イベント「くらし・たのし・たまし」を、参議院議員選挙も7月10日で確定したので、正式に7月23日・24日の両日にわたってパルテノン多摩を貸し切って行っていこうと思っている。ある程度市民への周知向けのチラシができたので、今回資料として入れさせていただいた。

お聞きいただいて、23日、24日の両日にわたって行っていくものが見開きの左の欄にある。真ん中が23日で、一応右が24日になっているかと思うが、特に23日の50周年の記念式典を大ホールでやっていきたいと思っているので、こちらについて市議会議員の皆様も含めて来賓としてご参画いただこうと思っている。

全体としては、それ以外にも、その隣にもあるが、今回多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例も施行し、それに関連する子ども・若者向けのワークショップ、あとその下が、これも障害の關係の条例を施行して、このテーマで講演会を開いたり、また50周年記念式典の下については、ニュータウンの關係でイベントをやりたいと思っている。

24日には下の健幸！ワーク宣言式も行っていきたいと思っている。このように23日・24日の2日間にわたって様々なイベントを行っていきたいと思っている。今回7月5日のたま広報にも、1面をいただいてこういった内容を周知させていただこうと思っているので、ここで総務常任委員会の皆様にも改めてご周知をさせていただこうと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会4、ふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況について、市側の説明を求める。

田島企画課長 それでは企画課として最後の案件になる。4つ目が、毎年この6月の総務常任委員会で定期的にご報告させていただいているが、ふるさとTAMA応援寄附金と、そのうちの一部分がふるさと納税になるが、そちらの状況についてご報告をさせていただく。

1番の表の中で29年度からの推移を書かせていただいた。今回、昨年度令和3年度については、全体として312件、そのうちふるさと納税に

当たるもの、ふるさと納税は個人の方が対象になるので、そちらについては312件のうちの302件になる。金額としては、団体の皆さんからもいただいたものを含めたふるさとTAMA応援寄附金については1,281万円、そのうちふるさと納税に当たる個人の方からの寄附については、1,116万円となっている。

令和2年度については、米印の3にも書かせていただいたが、新型コロナウイルス感染症の対策支援寄附金というものを特別に設けたので、その段階、令和2年度については金額が多めに出ていたが、今回令和3年度については、おおむね前年度、コロナ前に比べると若干金額が下がっているが、基本的にはこのような実績になったところである。

参考までに、2番が今年度に入ってから4月～5月分の件数の実績になっている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会5、公共・公用施設併設駐車場活用の基本的な考え方等について、市側の説明を求める。

大島行政管理課長 ここから案件9まで行政管理課の関係の案件である。案件5と6に関しては私から説明する。

まず案件5である。公共・公用施設併設駐車場活用の基本的な考え方についてで、本件については、市の駐車場活用の基本的な考え方及び公園駐車場の整備と有料化に向けた進め方等についてご説明をするものである。23日の生活環境常任委員会でも、同じ内容でご説明をする予定としている。

それでは、説明していく。初めに、市の駐車場活用の基本的な考え方についてである。資料1をご覧ください。まず基本的な考え方というところである。現状と課題については、公平性、利便性、適正利用、資産活用といった視点で3点、ここに課題と現状を挙げている。それに対する対応方針というところで、資料の右側で4点挙げている。

1点目は、公共施設の適正な維持管理と利用の適正化を図る観点から、

原則として一定の利用者負担を求める形に転換していきたいという方針である。2点目として、今後の施設改修等を利用しやすい環境整備と、利用と負担の関係の整理を含む駐車場の管理運営手法の見直しの機会とさせていただきたいということである。3点目として、市民の共有財産としての駐車場のさらなる活用を図っていきたいということである。4点目として、料金収入を活用し、公共施設を適正に維持管理していく費用に充てていきたいというところである。施設を改修するタイミングで駐車場の整備拡充と有料化を検討していくことを大きな方針として考えている。

続いてこういった検討の流れについてであるが、資料中段のところからご覧いただければと思う。まず施設整備が必要な場合に、(1)から(3)というパターンに分けて検討していく。これは施設、区別、種別ごとで、(1)については、公共施設(公共用財産)についてである。ここで言う公共施設とは、スポーツ施設や公民館、公園など、市民の方が一般的な利用を目的として利用される施設の場合である。こういった施設の駐車場については、今後基本的には有料化を検討していくところである。

次に、(2)として、公用施設(公用財産)に附設する駐車場で、公用財産とは市役所の庁舎やエコプラザ多摩などのように市が行政目的のために直接使用している施設である。公用施設に併設する駐車場については、基本的には無料または減免を今後の方針としていきたいところである。

また、(3)として、公共施設、公用施設の両方が併設するような複合施設の駐車場についてである。こういった施設については、基本的には有料化を検討する施設とさせていただきたい。ただ、公用施設を利用した場合に一定時間の無料や、減免といったものを検討していくところである。これら3つのパターンに分けたが、それぞれ有料か無料を原則というところはあるが、ただしということでも右側である。基本的に有料化を検討する施設においても、駐車場の規模が小さく、かつ施設管理者により適正な管理が図られている施設、また有料化することによってかえって赤字が出てしまうようなそういうメリットが少ない施設については、例えば総合福祉センターなど配慮の必要な施設も含むが、無料とすることができるというところである。

また、公用施設や複合施設の駐車場については、他の集客機能と隣接するなど、本来の利用者以外の利用者が使う可能性が高い、そういった施設については、駐車スペースの適正利用を促していくことも必要である。

さらに、②というところで施設が開館している時間以外の利用ニーズがあるなど、資産の有効活用が図られるような駐車場については、原則無料としたところでも有料化をすることができる施設と整理をした。今般公園駐車場の整備拡充について検討するに当たり、併せて有料化についても検討を進めているところである。

ここから、公園の整備拡充については公園緑地課長に替わらせていただく。

長谷川公園緑地課長 それでは、資料の2ページ目からは、私から説明を差し上げたいと思う。初めに、1、背景・現状の課題である。4点ある。

1つ目が、多摩市の多くの公園は、多摩ニュータウン開発に合わせて公園の周囲に住む近隣住民の皆さんが徒歩などで利用することを想定して設置された経緯がある。2つ目に、現在は多くの住民の皆さんが自動車を主要な移動手段としている。また、公園内に設置されたスポーツ施設利用者の多くは自動車で来園している状況もある。3つ目に、公園やスポーツ施設利用者以外の駐車場利用もあり、公園駐車場台数が不足し、慢性的に満車になってしまい、来園者が駐車できない状況も発生している。そのため、4つ目に、駐車スペース以外への、駐車や路上駐車などが発生している状況もある。

2の目的であるが、こういった課題を解決するために、駐車台数が不足する公園については、可能な限り拡張整備を行う。また、拡張しない駐車場においても、舗装更新を行うことで来園者の駐車場環境をよくしていく。これにより自動車で来園する市民へのサービス向上を図るとともに、路上駐車とトラブルの防止を図っていく。

次に、3、目的を達成する手段である。1つ目に、10台分以上の駐車スペースのある市内の公園を全公園同一料金体系で有料化を行う。2つ目に、拡張整備や舗装更新にかかる費用を有料化による使用料収入により確保するとともに、今後の駐車場の維持管理費用に充てていく。3つ目に、

整備済みの駐車場から令和5年度より有料化を開始し、順次拡張整備の上、令和8年度には、全対象駐車場を実施を予定する。

4つ目に、施設利用者に対して毎年度駐車場使用料の決算額や、使途を明示していく。

次に、4、公園駐車場有料化案の詳細である。まず①の運営形態であるが、運営や、ゲートバー等運営に必要な機器のリース・保守を事業者に業務委託し、料金は使用料として市に直接収入される。また、多摩東公園は指定管理者制度が既に導入されていることから、利用料金制を導入し、指定管理者の判断で運営手法を決めていただく。

続いて②の料金体系である。入庫後最初の30分を無料とし、以降1時間ごとに100円とする。また、括弧書きのとおり立地等に応じ、最大料金を設定する。一例として、記載のような金額を考えている。この料金案については、公園・屋外体育施設等での市民活動が継続可能な料金設定となっており、民間よりかなり安価なものとなっている。また、利用ニーズが低いことが想定される夜間は、有効利用のため安く設定している。

なお、早朝や夜間運営を行うスポーツ施設のある公園は、運営時間に合わせて最大料金の設定時間を考えていく。

次のページに進んでいただいて、③の割引サービスである。障害者手帳の提示などにより、障がい者利用車両は免除をしたいと考えている。その他の利用者については、一定の場所を一定時間占有することに対する料金ということで原則割引サービスは行わない。ただ、米印のとおり、スポーツ施設での大会開催時などの長時間利用は割引を検討していきたいと考えている。

④の有料化の対象とする駐車場である。計18公園を想定しており、10台以上が駐車可能な駐車場がある12公園、現状が10台未満でも利用者ニーズの高い6公園を考えている。利用者への還元を早期に実施するため、可能な限りで拡張整備を実施し、有料化を行っていく。また、拡張範囲や位置、台数については、周辺住民の方とも調整の上検討していく。なお、現状10台未満かつニーズの低い公園駐車場については、有料化しても収支が赤字となってしまうため、無料を継続したいと考えている。

⑤のその他の配慮事項として、一本杉公園の壁打ちである。一本杉公園駐車場内に設置されている壁打ちについては、平日の利用者もおられるため、引き続き利用できる環境整備を検討していく。

5の今後のスケジュールである。今回常任委員会に報告させていただき、7月から8月にかけて市民説明会を実施する。これらを踏まえ、必要な修正等を行い、9月議会の常任委員会で有料化に向けた条例改正案の内容を報告させていただきたいと考えている。そこでの協議も踏まえ、12月議会で有料化の条例改正案を提案させていただく予定である。お認めいただいたら、令和5年度に駐車場拡張と整備工事の設計業務を行う。

また、既に整備済みの駐車場の有料化を開始する。令和6年度から7年度にかけて拡張等整備工事を実施し、工事終了後に機器を設置して有料化を行っていく。

6の市民説明会の実施内容についてであるが、記載のとおり市内各拠点地区及び武道館で開催をしていく。

最後に、次のページに進んでいただくと、有料化の対象駐車場の一覧表をつけている。表は、一番左の列から、公園名、現行の駐車可能台数、その次の列では拡張整備を行う予定の駐車場に丸印をつけている。その次の列に公園内に併設されている屋外体育施設を記載している。前のページの資料で説明させていただいたとおり、10台以上が駐車可能な駐車場がある12公園、また現状が10台未満でも利用者ニーズの高い6公園の計18公園となっている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員

まずスポーツ施設利用者については、利用者の方々は運動しに来ているわけである。だから、もともと健康志向の強い方々が来られているわけであるから、健幸都市多摩市としても、自動車で来られる方をなるべく徒歩や自転車で来られるように誘導していくことも一つしなくてはいけないのではないかと思う。あと公園のところであるが、例えば公園で駐輪場が今整備できているところとできていないところがあると思うが、市で整備するのがなかなか難しいということであれば、例えばレンタサイクルポートなどは土地を提供するのでここでサイクルポートをつくってほしいと言え

ば民間で設置してくれるところもあるので、こういった機会を捉えて業者ともその可能性をぜひいろいろ検討していただきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 今並行して屋外体育施設の利用者の皆さんとも意見交換をさせていただいている。そうした中で、今、委員が言われたように健康促進の取り組みということで自転車利用を促すといったソフト面の取り組みも必要かと思う。

一方で、利用者の皆さんも、高齢化等の状況により自動車で来園するのが、移動手段としては自動車が不可欠だという意見も多数いただいている。したがって、一定の駐車場の環境整備の必要性も強く要望されているところもある。

公園の中での駐輪場整備であるが、いろいろレベルもあるかと思っている。大々的な駐輪場の整備となると、駐車場整備と同様に一定のスペース確保、あるいは費用の問題も出てくると思う。一方で、委員が言われた簡易的なそういう場所の設置、あるいはレンタサイクルの設置であるが、既に多摩東公園で指定管理者制度を導入する中で、ロードバイクをかけるラックのようなものを自主事業で設置いただいているところもある。そうしたところも、利用のニーズ等を合わせて必要があれば検討していきたいと思っているので、そのような形で進めていければと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会6、フードトラックトライアルサウンディング実施について、市側の説明を求める。

大島行政管理課長 それでは、協議会の案件6番目の資料をご覧ください。フードトラックトライアルサウンディングについてである。フードトラックというのは、この資料2ページ目のところから説明があるが、中段の「キッチンカーとも言い」というところであるが、一般的には「キッチンカー」と言ったほうがわかりやすいだろうか。こういったキッチンカー、それをトライアルサウンディング、こちらは民間提案の手法として市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集して一定期間使用していただくこと

で、従来の市場調査も兼ねたような社会実験を行っていくという手法である。今回フードトラックのトライアルサウンディングということで令和3年度に民間提案を募集したところ、こういう事業をやってみたいという業者さんがあり、今回の提案に至ったところである。

連携事業者となっている株式会社Mel lowであるが、敷地所有者とフードトラックを中心とした移動販売事業者をマッチングするプラットフォーム、敷地を持っている方で私の敷地を貸したいという方、それからキッチンカーの事業者であるが置く場所を探しているという事業者、これをマッチングするような取り組みをされている事業者である。今回、多摩市の土地を提供することと、株式会社Mel lowに登録してあるそのキッチンカーの事業者をマッチングすることで多摩市の敷地内でのフードトラックキッチンカーを置いていくという事業である。

期間としては、令和4年の来月7月頃から年度内いっぱいを目途に協定を結んでこういう取り組みをしていきたいところである。

取り組みの狙いとしては、公園等市の所有する施設・敷地の有効活用の可能性を調査していく、行政財産使用許可等の使用料を検討する、本当に採算が取れるのかも含めて今回トライアルでやってみて使用料の算定をしていきたい、それから周辺の商店に波及効果があるのか、経済効果、波及効果の確認をしていきたいというところである。また、当然であるが、温かいご飯、夏場はもしかしたら冷たい飲物を提供できるかもしれないが、そういったものを提供していく場所を確保していくこと、それから市内事業者の育成、また災害時の食事提供も協定の中では盛り込んでいきたいと考えている。

3ページ目に行って、フードトラックの出店サイクルである。現在3か所を予定していて、永山南公園と鶴牧西公園、それから市役所東側の芝生広場を想定している。今の予定として考えているのが、月・火・水と金曜日については永山南公園、木曜日については多摩市役所、土・日については鶴牧西公園ということで事業者の募集をかけている段階である。これについては、正式に場所、曜日等、出店が決まったらニュースリリース等をさせていただきます、また7月5日号のたま広報などでもお知らせをしていき

たいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて7、豊ヶ丘・東寺方複合施設の今後の進め方等について、市側の説明を求める。

榎本施設政策担当部長 7番の豊ヶ丘・東寺方複合施設の今後の進め方などについて、以下8番、9番についても、資産活用担当で担当しているので、担当課長から説明させていただくのでよろしく願います。

内田資産活用担当課長 それでは協議会の7、豊ヶ丘・東寺方複合施設の今後の進め方等について説明をする。ファイルは3つつけている。最初の横長のファイルをお開きいただきたいと思う。こちらの2ページ目をご覧ください。これまでの経過について簡単に触れさせていただく。

まず豊ヶ丘複合施設。こちらは平成25年11月策定の多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムで施設を廃止としたが、平成26年6月の施設存続の陳情採択を受けて、平成28年11月に行動プログラムを見直し、令和元年には市民ワークショップを開催している。このコロナ禍で令和2年度、3年度については市民対応を中断しているところである。その中で、今年の3月と6月の2回、市民経過報告会として現在の状況を市民ワークショップの参加者に報告している。

一方で、東寺方複合施設も同様に廃止としていたが、平成26年の6月の施設存続の陳情の趣旨採択を受けて、市民懇談会後の令和2年度に市民ワークショップを開催しようとしたところであったが、このコロナ禍の中で同じく令和2年・3年度、市民対応ができずに、この2月には自治会と存続の会に状況を報告しているところである。

次の3ページをご覧くださいと思う。施設の老朽化の状況である。いずれも築40年という経過がある。豊ヶ丘複合施設では屋外にあるスロープの塗装などの改修を行うなど、不具合が若干出てきている。令和4年2月時点修正した行動プログラムでは、いずれも大規模改修時期まで現機能を維持しつつ存続し、これまでの間市民や利用者等と対話を行いながら、

今後の施設の在り方について検討していくことにしている。豊ヶ丘では、対話をしながら令和4年度に方針の決定、令和5・6年度で基本実施設計、令和7年度で大規模改修などを行う予定としている。東寺方については、その1年遅れとしている。

次の4ページ目をご覧くださいと思う。豊ヶ丘複合施設での2019年度市民ワークショップで市民がまとめた中間報告と、引き続き検討が必要なことについてまとめたものである。こちらは2つ目の資料におつけしているが、こちらで概要を説明させていただく。

中間報告の要点として、複合施設、現在3か所に分かれている主な入り口を一つにまとめるなどして、利用者が自然と顔を合わせたり交流ができるようにする、コンシェルジュあるいは相談員を配置し相談を横断的につなげる、食事などができる、小さな子どもと若者が安心して過ごせるようにするといった内容である。これに対して、施設増や財政状況を踏まえた検討、コンシェルジュの可能性の検討、運営体制の検討など、5つの検討が引き続き必要として、市民対話を現在のところ中断しているところである。施設の現状と中間報告についての視点の市としての考えについては、3つ目の資料についている。こちらも後ほどご説明をする。

次の5ページ目をご覧くださいと思う。豊ヶ丘複合施設の今後であるが、豊ヶ丘複合施設整備方針共同検討会という名前でこの7月から10月頃に3回程度開催し、これまでのワークショップ参加者に加えて、6月20日のたま広報や公式ホームページで新たな参加者を募集しているところである。検討会では、複合施設の将来像や整備する機能について、これまでの中間報告や新たな意見などを踏まえて検討を重ねていく。

次の6ページ目をご覧くださいと思う。検討会については7月31日の日曜日、13時30分から15時30分まで、地区市民ホールの第1会議室で行う予定である。次は、8月28日の日曜日、10時から12時、場所は同じで考えている。

その後、9月から12月頃までにさらに検討会などを実施し、今年度末までには施設の方針を決定していきたいという考えである。豊ヶ丘を先行して行っていく。東寺方複合施設については、自治会や存続の会と今後の

進め方について4月以降に話し合いをしていきたいと考えている。

ファイルの3つ目、豊ヶ丘複合施設市民ワークショップ中間報告についてをご覧いただきたいと思う。こちらは6月4日に報告会で配付した資料である。目次から1ページおめくりをいただいて、1-3、中間報告を受けてについて、市の考えを記載している。様々な人が集える施設という方向性はよい、コンシェルジュは相談する場につなげる役割が適任、現状維持ではなく、面積やコストを小さくする工夫が必要である。

また、1-4では、改修等に向けての悩みというところで、改修費がエレベーター設置などを考慮すると多額になること、利用者や用途を制限しない施設としたいこと、可変性を備え次世代に渡って使い続けられる施設としたいこと、行政だけではなく多様な主体が関わる運営体制がつかれないかと考えていること、こういったところを報告会でご説明をしている。

以下のページについては、施設の現状を記載しているのでお見取りいただければと思う。今後も市民の皆様や議会とも丁寧に説明を重ねながら検討していきたいと考えている。

渡辺委員長 この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会7番の豊ヶ丘・東寺方複合施設の今後の進め方等について、市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

8番、多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 協議会案件の8番、多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について。本日は資料の1から8をおつけしている。本日は、市民アンケートの結果、第1回・第2回有識者懇談会の意見のポイントと総括、3つ目として将来の市民サービスの姿と本庁舎の基本機能、4つ目と

して第3回有識者懇談会の意見、5つ目として今後の予定の順でご説明をしたいと思います。

初めに、市民アンケートの結果である。こちらは資料1が無作為抽出による結果の概要、資料2が年齢3区分によるクロス集計、資料3が無作為抽出と来庁者に対するアンケートの結果比較、資料4が無作為抽出による単純集計の結果、資料5が来庁者による単純集計結果をおつけしている。

資料1をご覧いただきたいと思う。市内在住の18歳以上の市民1,200人を対象に調査をして、2月4日から24日まで実施している。有効回答数は669票、有効回収率は55.8%となっている。質問1の市民サービスで重要なことでは、一番多く選ばれた選択肢は出張所など本庁舎以外で用件を終えることができる66.4%、次いで手続や相談を一つの窓口で行うことができる、窓口で待たないで申請や相談ができる、となっている。

次に、本庁舎機能で重要なことでは、一番多く選ばれた選択肢は災害のときに防災拠点になる庁舎であることが62.5%、次いで誰もが使いやすい庁舎であること、変化に対応できる設計の柔軟性がある庁舎であること。質問2の本庁舎を訪れた用件では、相談よりも手続を目的とする来庁が圧倒的に多かったことがわかる。

次のページをご覧いただいて、この1年間で本庁舎を訪れた回数、こちらは0回が45.0%と最も多く、1回は22.6%、出張所では0回が41.9%と最も高くなっている。また、本庁舎・出張所以外での手続の経験では、ベルブ永山やヴィータ・コミュニエがほかの公共施設に比べて最も多く利用されていることがわかる。次に、将来の市役所における手続と相談について期待する方法を聞いた、質問7である。手続については、出張所等の身近な公共施設で手続をしたいが73.1%と一番多く、次いでオンラインで手続をしたい、コンビニエンスストアで手続をしたい、に続く。市役所本庁舎で手続をしたいというのは4番目で、25.1%という結果である。相談については、出張所等の身近な公共施設で相談をしたい、こちらが62.6%と一番多く、次いでオンラインで相談をしたい、市役所本庁舎で相談をしたいが続く。

日常的なインターネットの利用状況を聞いた質問9では、回答者の70.3%が日常的にインターネットを利用している結果になっている。

無作為抽出でのアンケートの結果を簡単に申し上げると、出張所等の身近な公共施設で手続・相談をすることを望む人が多い、オンラインサービスに対する期待が高い、本庁舎と出張所への来庁回数が少ない人が多い。回答者の7割以上が日常的にインターネットを利用しているという結果になっている。

次に、資料2をご覧いただきたいと思う。こちらは年齢層を3つのグループに分けてクロス集計を行っている。10歳代から40歳代を一つのグループ、50歳代から60歳代で2つ目のグループ、70歳代から80歳代以上のグループ、この3つのグループに分けている。各グループの人数はほぼ均等に分けられている。ここで10歳代から40歳代のグループに着目すると、この1年間で本庁舎や出張所を訪れた回数はほかのグループよりも少ない傾向であるものの、本庁舎や出張所以外の他の公共施設での手続や相談を経験した人は他のグループより多い割合になる傾向がある。

また、将来の市役所における手続と相談について期待する方法では、手続相談共にオンラインで行うことを望む人が他のグループより多い割合。日常的なインターネットの利用状況では、96.2%の人が日常的にインターネットを利用していることが分かっている。

次に、資料3をご覧いただいて、これは来庁者に対して直接同じアンケートを行っている。有効回収数については114票である。多少順位の違いはあるが、回答の傾向は無作為抽出と同じ結果となっているところである。

続いて、第1回・第2回有識者懇談会の意見のポイントと総括について、こちらは資料6をおつけしている。そちらの1ページ目をご覧願う。1の将来の市民サービスのあり方では、社会・市民ニーズの変化の視点から、手続のオンライン化を進め「より便利な（出向かずにサービスが受けられる）市役所」に、身近な公共施設でサービスを受けられる「地域密着型の市役所」になどの意見があった。

職員の働き方の視点では、ポストコロナの働き方の変容を見据えた庁舎

を考えることが重要、「集中と分散」を意識して、司令塔と判断できるブランチが機能するよう、分散化をつなぐ、高レベルのオンライン化、施設の柔軟性の確保、多様な働き方に対応した施設、こういったご意見をいただいている。

次に、DX化と内部組織・業務プロセスの視点からでは、DX化により業務の内容や実施する場所が変わる、執務空間は柔軟性の高いしつらえとすべきというようなご意見をいただいている。

4つ目の協働の視点からでは、多様な主体が共に仕事をするを想定した空間づくりが必要というようなご意見をいただいている。

次に、3ページ目、2、の本庁舎のあり方・求められる機能をご覧いただきたいと思う。本庁舎固有の役割や機能では、DX化を踏まえて本庁舎の固有機能を整理することが必要、「地域密着型市役所」への転換を踏まえた本庁舎機能の検討が重要。

(2)の本庁舎の新しい役割や付加的機能。こちらでは、多様な主体が共に仕事をするを想定した空間づくりが必要というご意見。

3つ目として、防災拠点としての本庁舎のあり方。こちらでは、災害時には確実に司令塔機能を果たすことが重要、支援物資の集配場所はアクセスなども考慮して決めるべきなどのご意見をいただいている。

3番目の将来の市民サービスの姿と本庁舎の基本機能については、これまでの有識者懇談会からのお話、市民アンケート結果を踏まえて、将来の市民サービスの姿と本庁舎機能について事務局でまとめている。こちらについては資料の7と8である。

まず資料7をご覧いただきたいと思う。1ページ目が、基本構想の章立て(案)と検討スケジュールである。1の背景と経過から9のスケジュールまでをステップを踏んで現在検討しているところであり、現在、6の本庁舎の基本機能までのところについて議論・検討をしているところである。

次のページをご覧いただいて、将来の市民サービスの姿をイメージしたものである。将来の市民サービスの姿では、デジタル化によって、市民はパソコンやスマートフォンを使って自宅や勤務先など好きな場所からサービスが受けられるようになる、出張所や出先の機関など、市民はより身近

な場所でサービスが受けられるようになる、本庁舎では、市民は専門的なサービスを受けられるようになる。将来の市役所の姿として、市役所の窓口サービスを分散し、本庁舎、出張所、出先が連携して市民サービスを提供している。本庁舎は、出張所などを統括する機能を強化している。本庁舎は、災害時に市民の命と生活を守り、市民サービスを継続できるように、防災指令拠点としての機能を備えている。

将来の市民サービスの姿を（仮）本庁舎・拠点連携型（窓口分散型）として考えをまとめた。市内にサービス提供拠点がふえて職員が多様な拠点で働くようになり、それらの拠点が一体となって機能する市役所をコンセプトにしている。市民サービスを分散化することでサービスへのアクセシビリティの向上、アウトリーチ型のサービス展開、駅近にある公共施設の有効利用をする狙いがある。

次のページをご覧ください、左が現在の市民サービスの形、真ん中が建て替え後、オンラインなどで多様な施設で市民がサービスを受けられる。出張所のサービスも変化、本庁舎は相談業務などがメインとなり、市民の来庁機会も減少しているようなイメージである。また、DXが進めば、地域施設へのアウトリーチもふえていくようなところをイメージしている。

次のページをご覧ください、将来の市役所の市民サービスの提供体制を示している。本庁舎では、一部業務での市民サービス機能、防災指令拠点機能、行政事務機能、議会機能を有している。駅近機能では、頻度の高い申請業務などを担う市民サービス機能、行政事務機能を有している。DXが進めば、身近な施設でもサービスの展開を検討するようなイメージである。

次のページを見ていただきたいが、こちらがイメージ図となっている。

さらに、次のページをご覧くださいと思う。こうした姿に向けての課題として、施設整備に係るコスト問題、職員にかかるコスト、人員体制の問題、建て替えまで時間がない中での実現可能性の問題について、庁内でも意見が出されている。

これに対して、第3回有識者懇談会でご意見をいただいている。こちらについては、後ほどご説明をする。

次のページをご覧ください、これまでのご意見をまとめたものであり、章立てにある4、基本理念、5の基本方針、6の本庁舎の基本機能を一旦まとめたものであり、こちらについては今後市民にもご意見を伺っていきたいと考えている。

次に、資料8をご覧くださいと思う。こちらは集約と分散を比較したものであり、窓口分散型としてこちらを今検討しているところである。本庁舎は基本的に司令塔として、駅近くの施設で市民サービスの多くを提供していく。そこにはネットワークでつなげ、連携してサービスを展開していくものである。ここでは、支所を設けるというようなイメージではないこと、部組織を分散するイメージではないこと、駅近機能では、横断的な取り組みをしていくことをイメージしている。

次のページをご覧ください、それぞれのメリット・デメリットを記載している。こちらは、有識者からの意見、市民アンケートの結果から市民サービスの視点、市のこれまでのまちづくりといったものを視点として捉え、窓口分散型の方向性が望ましいという考えに現在至っている。

次に、分散型について、第3回有識者懇談会で課題に対するご意見なども伺っている。ご意見として、空間的にサービスがどこでも受けられるようなシステムを将来つくり、その中枢になるのが本庁舎で、司令塔の役割を果たすイメージ。場所の制約がなくなると同時に時間の制約もなくなる。コンビニやオンラインでいろいろな決定手続きができるようになれば、長い時間窓口で待ったり、職員を配置したりする必要はなくなっていき、職員はどういった新しい仕事ができるのかが大きな課題となっていく。役所の中にはありとあらゆるカウンターがあるわけで、そこで取り扱っているもの全てを駅近機能でやるというぐらいの気持ちでやっていただきたい。そのためには、オンラインでやるか窓口で受けるかのどちらかではなく、その中途半端はたくさんあってもよいというようなご意見をいただいている。

最後に、今後の予定についてご説明をする。一番最初の資料をご覧くださいできればと思う。

今後の予定であるが、有識者懇談会については、第4回を8月8日、月曜日、16時から18時、こちらは市役所本庁舎内で行う予定である。第

5回は、10月31日、第6回は1月30日を予定している。

また、市民フォーラムについては、第1回フォーラムについては、建て替えの必要性、今後建て替えに当たり発想の転換が必要であること、将来の市民サービスの姿、本庁舎の機能について意見を聞いていく。7月30日、土曜日、2時から4時、永山公民館ベルブホール、それと8月27日土曜日、2時から4時、関戸公民館大会議室で行う。募集の方法であるが、無作為抽出の方のご希望者、それと広報でこれから募集するがその希望者、会場の都合上合わせて40名を予定している。

また、参加できない方もおられるので、フォーラムの内容を録画してYouTubeで配信をしていきたいと考えている。第2回フォーラムについては、11月中に永山公民館、関戸公民館で基本構想の素案についてまとめてご意見をいただきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて9、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会案件9番、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについてご報告をする。資料については、2つおつけしている。

1つ目は、これまでの経緯を記載している。こちらの2枚目をご覧いただきたいと思う。令和3年2月に、コロナの状況を受けて令和2年11月の文書中の2026年度の新病院開設を努力目標とする点について再考したいという文書が提出されている。

それから1年が経過しているが、日本医科大学から多摩市に令和4年6月付で文書が提出されている。そちらの文書については、2枚目に文書そのままおつけしている。内容については、新年度より改めて同法人との協議の再開について検討していたところ、令和4年6月付で協議を再開したい旨の文書の内容である。また、再考の結果、多摩永山病院の建替えについてはできるだけ早い時期を目指したいということで、令和8年度に病院工事に着工することを努力目標として協議をお願いしたいというところ

である。また、令和2年11月30日に文書にて依頼のあった7つの要望事項については特段の配慮を願いたいという内容のものである。

いずれにしても、こちらの文書の提出があったので、まずは再考の結果、どういった病院をつくるのかについて確認をしながら、支援内容について市としてどういったことができるのかについて検討を再開していきたいという考えである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会10、多摩市公式ホームページのリニューアルについて、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 協議会10である。多摩市公式ホームページのリニューアルについて資料をご覧願う。昨年12月に債務負担行為をお認めいただき、年明けから準備を進め、本年、最適受託候補者が決定した。こちらについては、公式ホームページの再構築方針をもとに要求仕様を作成し、公募型のプロポーザル方式によって業者選定をした。最適受託候補者はフューチャーイン株式会社東京支社である。

こちらについては、多摩市公式ホームページの再構築業務受託候補者選定審査委員会を庁内で設置し、おおむね9回にわたり審査をした。今までやってこなかったことで実施したことは、実機審査を庁内の職員に向けて行った。実際に作成してみるというものである。通常だと、機能要件を一次で審査し、デモンストレーションをしてもらい、プレゼンテーションを受けるとのことであるが、その間に実際に操作をして見てもらうというところを取り入れたものである。これにより、フューチャーイン株式会社東京支社に決定した。

今後であるが、現在特設ページについて検討しているところである。現行だと、子育て応援サイトたま結び、多摩中央公園を中心にまちが変わる、健幸まちづくり、あと多摩市議会のホームページもそうであるが、こちらを特設ページとさせていただいているが、今後はさらにニュータウン再生や多摩センター地区の活性化あるいは地域委員会構想等についても特設ペ

ージで市民の皆さんにご理解いただけるように構成していきたいということである。

3番の導入予定の機能であるが、まずもっては閲覧者の方々からアンケートを取ったときに、探している情報が非常に見つからないということがあったので、AI搭載型レコメンド機能、よく見ているページがそのページの詳細ページの隣に出てくる、あるいは高機能検索システム、今はフリーワードの検索であるが、カテゴリー分類、ページID、所属組織でそのページが現れることになる。こちらのページIDについては、現在たま広報に載っているものはQRコードという2次元バーコードで表現しているが、そちらだとスマートフォンを持ってない方は検索ができないので、ページIDという番号を入れると詳細が書かれたホームページに遷移するような工夫もしている。

また、AIチャットボット、あらかじめ用意したQ&Aをもとに質問をすると回答してくれる機能、やさしい日本語への自動翻訳、こちらについてはなかなか精度がというところもあったが、最近かなり精度も上がってきたし、学習能力もあるので、こちらを導入する予定である。また、手続検索システムを導入する予定である。こちらは、閲覧者の状況に応じて、その方がどういった申請手続を取ったらいいのかを一覧で表現するもので、具体的には、イエスとノーで回答をしていく。例えば転入であれば、あなたはどこどこから、市外からかあるいは国外からか、お一人かとか家族がいるかというのをイエス、ノー、イエス、ノーでずっと答えていく。わからないところはわからないと答えると、最終的にその方に必要な手続が一覧で出てくるものである。わからないところについては、関連する組織をこちらでお尋ねくださいというのも併せてご提示できるようなものなので、ご自身でホームページが使えない方も、窓口に来ていただいたときに、窓口でこちら側が、職員側が対応するということも可能かと思う。

また、モバイルファーストと申して、レスポンスデザインと言うが、どんな端末で見てもきちんとそのページが見えるような構造にしていく予定である。そのほか、災害発生時については、バックアップサーバーを2つ導入して、遠隔地にももう一つ置いておいて、何かがあったときには対

応できるようにと考えている。CDNの導入と書いてあるが、こちらは東京都のセキュリティアクラウドが対応することが判明したので、こちらは独自での導入はしない。

そのほか外部からの情報発信ということであるが、私のように何かあったときに自宅にいると八王子からだ約12キロメートルあるのでなかなかすぐに参上できないといったときには、自宅からホームページにアクセスをして、SNSも含めて操作ができるといったものも検討している。以上が、公式ホームページのリニューアルについての概要である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会11、令和4年度シティセールス事業について、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 では、引き続き広報担当から令和4年度のシティセールス事業についてのご説明をさせていただく。今般の議会においては、代表質問、一般質問共にご質問をたくさんいただいたので、前半は省略させていただこうと思うがよろしいか。資料の3枚目3、令和4年度基本展開というところをご覧いただければと思う。

昨年ブランドビジョン「くらしに、いつもNEWを。」を発表させていただき、こちらに基づいていろいろな内容をPRしていく予定であるが、今年は特に子育てのまちの魅力を一貫して訴求していきたいと考えている。一般質問等のときにも部長から答弁してもらったが、多摩市の子育ての環境のポテンシャルの高さを、特に今年はブランディング広告をターミナル駅で、大型駅張りということで、訴求していきたいと思っている。これは地縁だけではなく、職縁、働いている方で多摩市に通勤される方あるいは多摩から学校に行かれる方等に多摩市はいいところであるという再認識をしていただいて選んでいただけるようなことを考えているので、聖蹟桜ヶ丘、京王多摩センター、小田急多摩センター、京王新宿駅、小田急新宿駅のトップボードに掲出していく予定である。

また、併せてブランディングリーフレット、こちらはブランディングリ

ーフレットと言うと格好いいが、多摩市を紹介するパンフレットを作成させていただく。これまでも幾つかはあったが、なかなか視察などにご活用いただくようなものもなかったので、ぜひ議員の皆様にもご活用いただけるように、特に子育てに注力したものを作成していきたいと思っている。

2に、シティブランドとしての現在地というところがあり、ここ3年ほど多摩市の住み心地のよさというものが注目されているところであるが、特に季刊『多摩けいざい』、たましん地域経済研究所の地域経済研究レポートによると、子育て環境リサーチというものがあるが、こちらによると子育てしやすい環境は26市の中でも1位である、また子育ての支援策についても26市のうちで3位であると言われていたので、こういったものを強みということで表していきたいと思っている。こちらについては、ホームページにも掲載されているので、ぜひ一度ご覧いただければと思う。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて12、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う対応について、市側の説明を求める。

藤浪総務部長 総務部から12番の地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う対応についてから18番、多摩市公契約条例の実施状況までについての7件がある。それぞれ担当課長からご説明申し上げるのでお聞き取り願う。

森合人事課長 それでは、協議案件12番、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う対応についてというところである。資料に基づいて説明をさせていただければと思う。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、休業及び休暇制度の新設や取得要件の緩和についてご説明させていただく。また、必要な条例改正の手続については、9月定例会で上程させていただく予定である。

まず1の経過であるが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、人事院の意見の申出等を踏まえ、国家公務員に係る規定の改正内容に準じて地方公務員の育児休業関連の法律が改正され、令和4年の5月2日に公布された。施行は本年10月1日となっている。

その内容趣旨であるが、次の2番になる。育児・介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立をより一層進めるため、育児休業の取得回数の制限緩和などを行う内容となっている。

具体的な内容については、3番である。育児休業の取得回数制限の緩和になるが、現行の1回の取得から2回取得が可能となる。それが(1)の(ア)になる。また、(イ)になるが、この出生から8週間までは男性職員を対象というような形になっているが、産後パパ育休としてこれまで1回までの取得だった。それが、あと同様に2回までの取得が可能となる。今後は、それぞれのご家庭の状況や仕事に応じて2回まで育児休業の取得が可能という形になってくる。

(2)のその他になるが、今回の法改正に伴うものと併せ、国家公務員においては非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和や配偶者出産休暇等の新設が実施されているので、国家公務員の措置との均衡を踏まえ、本市においても同様の対応を行う予定である。主な内容としては、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の新設、非常勤職員の産前・産後休暇の有給化などを予定している。

最後になるが、今後の進め方になる。これらの制度改正に伴う条例改正については、先ほど申し上げたとおり9月議会にて上程をさせていただく予定である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて13、健幸！ワーク宣言式について、市側の説明を求める。

森合人事課長 協議案件13番である。健幸まちづくりについては、全庁挙げて全市的に進めているところである。その取り組みの一つとして、「健幸！ワーク宣言」を考えており、現在健幸まちづくり推進室を中心に進めている。趣旨としては、働き盛り世代の健康獲得を応援するため、市内事業所等のトップが、自身と従業員の健康、幸せな働き方について「健幸！ワーク宣言」を行い、職場の健康づくりを推進するものである。本市も一事業所として

宣言をすべく今現在宣言内容を詰めさせていただいているところである。詳細については、健幸まちづくり推進室からご説明をさせていただければと思う。

原島健幸まちづくり推進室長 「健幸！ワーク宣言」については、健幸まちづくり推進室を中心に取り組みを進めているので、私から宣言の概要をご説明させていただく。

資料については2枚出しているが、こちらのチラシのほうをご覧いただき、宣言なのだが、こちらのチラシのほうの裏面をご覧いただき、「健幸！ワーク宣言」のイメージというところをご覧願う。表面とあるが、こちらの「健幸！ワーク宣言」については、市内の事業所、各社宣言、共通の宣言の部分になっている。裏面というところ、こちらが具体的な取り組み内容になるが、こちらをこちらの取組の趣旨にご賛同いただける企業の皆様に、各自ご検討いただいて、宣言を発表していただくということになっている。先ほど人事課長からもあったように当市としても、市の宣言については現在庁内で検討を進めているところである。

今後のスケジュールであるが、市の宣言については、現在、庁内で検討を進めているところであって、こちらの宣言については、各行政委員会等の個別の宣言は行わず、多摩市役所全体の宣言とする想定で進めている。今後7月5日の経営会議にてこちらの市の宣言文を決定させていただいて、その後ホームページ等で公開させていただく予定になっている。来月7月24日には市制施行50周年記念事業の一環として、「健幸！ワーク宣言」式を執り行う予定になっている。

こちらの宣言式であるが、2の「健幸！ワーク宣言式」をご覧願う。趣旨としては、宣言式までに登録された宣言の展示や健康経営に関する講演会、事業所等の記念撮影などを行って、「健幸！ワーク宣言」の周知と理解掲出を図っていくものである。日時は、令和4年7月24日、午後3時から4時半までの予定で、パルテノン多摩小ホールで行う。出席者は、多摩市長はじめ商工会議所会頭ほか役員とか、あと企業経営層及び企業人事部門管理職などを想定している。

プログラムとしては、ご覧いただければと思うが、当日は慶應義塾大学

総合政策学部の教授である島津先生に、健康経営に関する講演会等も行っていただく予定である。皆様にもぜひご参加いただければと思っているので、よろしくお願いします。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて協議会14、多摩市地域防災計画の修正について(概要)、市側の説明を求める。

城所防災安全課長 それでは、多摩市地域防災計画の修正についてご説明させていただきます。

この計画であるが、災害対策基本法に基づいて多摩市防災会議が決定する計画である。内容としては、多摩消防署、多摩中央警察署、自衛隊など、防災関係機関が有する機能を有効的に発揮し、かつ都心における自然災害を予防し市民の生命財産を守るものである。

計画の修正である。本計画は平成28年8月以来の修正となる。この間、熊本地震などの経験をもとに東京都が、東京都地域防災計画の修正をしている。その内容を踏まえるとともに、我々とする令和元年に襲来した台風19号であるとか、新型コロナウイルスに対し現在やっている取組などを盛り込んだ内容での修正としているところである。

修正の範囲であるが、南海トラフ地震等防災対策については全面的な修正を行っている。また、今、台風19号と申したが、第4部、風水害計画においては震災編と今まで一つだったが、これを抜き出して、風水害編として全面修正した上で、別冊として強化しているところである。

計画の位置づけは記載のとおりであるのでご確認願う。

次のページに行ってください、計画の修正に関する3つの視点と9つのポイントというのがある。

まず視点の1であるが、体制の変更である。こちらについては、地震や風水害に対して市の内部が動きやすいような形で組織の再編をしたということになるところである。また、ポイントの③をご覧くださいと、今回これも台風19号の教訓からであるが、最近電車が計画停電を行う。この計画停電に合わせて、今は地震だと近い職員が高次の非常配備なのだが、こ

こを逆転することも可能としている。遠い人が先にいて、後から我々が増強したい場合に近くの人が来られるというような非常配備体制に水害は変更した。

次、視点の2であるが、多摩市の取り組みの強化である。こちら東京都と連携をするというところから、市がやるべきことが抜け落ちぎみだったのであるが、例えば要配慮者の対策、ごみ瓦礫処理、罹災証明の発行を迅速化することを明確にしているところである。また、避難勧告と避難指示が一本化されたことから、これについても法令に合わせて多摩市も適正な形で直したところである。

また、視点の3、新型コロナウイルスの対策であるが、今やっているものを確実に計画に落とし込まなければならないというところで、例えば避難所の運営方法や清掃の方法、はたまた在宅避難者など、避難所以外に避難している人の対応を行うことを避難所の上に位置づけるということも盛り込んで、計画の修正を行ったところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

つづいて協議会15、東京都による首都直下地震等の被害想定の変更に
ついて、市側の説明を求める。

城所防災安全課長 このたび東京都から約10年ぶりに首都直下地震の被害想定が出された。令和4年の5月に出されたものである。今回地震の仕組みが違うが、4つの被害想定が出ている中で、我々として多摩市で一番被害が大きいものが多摩東部直下地震であるので、こちらの被害想定をするところである。

被害想定が変わり、主な内容であるが、まず市内の最大震度は震度6強であるが、これに見舞われる範囲が従来は93.8%という予測が大幅に減って27.5%に減ったところである。また、死者についても64%減、避難者についても50%減、そして下段にあるようにライフラインについては約7割～8割ぐらいの減少という形の被害想定が出ているところである。

これを受けて、今東京都が今年度地域防災計画の修正作業を行っている

ということであるので、我々もまたその次の年ぐらいには地域防災計画修正を行うといったスケジュール感になろうかと思う。いずれにしても、被害が減ったがゼロではないので、私どもとしては手を緩めることなくしっかりと災害対策ができればと思っているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて16番、多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

岩田文書法制課長 16番、多摩市個人情報保護条例の一部を改正する制定についてである。こちらについては、本年3月議会において一部改正をお認めいただきありがとうございます。また、本年12月に本格的な改正を出す予定であり、この6月議会、また9月議会でも協議会で報告させていただきたいと思う。

改正の概要であるが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって個人情報保護法が改正された。それに基づき、多摩市個人情報保護条例の一部改正を行うものである。令和5年の4月1日の施行を目途に、令和4年第4回定例会に提案したいと思う。

改正の内容のポイントである。基本的には、法と多摩市の条例を比較し、法に規定される内容は条例から削除する必要がある。そして個人情報ファイル簿、こちらは今多摩市では個人情報登録簿という同じような登録簿がある。国の法律ではファイル簿を整備しろという形になっている。ただし、項目が8割方重複している関係があり、同じような登録簿を2つ整備するというのは不合理であるので、何とか整理統合してやりたいという形で検討を行っている。

それから、手数料についてであるが、国の法では原則有料となっている。国では1件300円を申請時に取るという形になっているが、今多摩市では、ほかの市でもそうであるが、申請手数料は無料となっている。ただし、交付時の紙の実費代はもらっているという形になる。これまでの多摩市の実態を考慮し、原則有料であるが実質的にほとんどの方がこれまでと変わりなく利用可能な緩和制度について検討していきたいと思っている。

それから、開示請求の決定期間である。国の法では請求されてから30日以内に出しなさいという形になっているが、現在の多摩市の条例ではその日数が14日になっている。こちらについては今と同じく14日に短縮を予定している。

5番目の審議会である。これまでは目的外利用やオンライン結合をするときには審議会を通して同意を得てから始めるという形になっていた。ただし、今度法では、審議会ではなく最終的な一元化として個人情報保護委員会に一元化されるので、審議会への答申は基本的になくなる。ただし、市全体の運用ルールや例えば情報漏えいの報告等については残していきたいので、審議会の組織自体は残す形になる。

それから、議会については、個人情報保護法の対象外になってしまうが、市で設置する審議会に議会からの諮問を認めるかどうかという形も検討していく。

以上であるが、まだ審議会に諮問している状況である。また、個人情報保護委員会にも随時問い合わせしているので、まだ少し動きがある状況である。次回の協議会ではある程度まとまったものが出せるという形で考えているので、よろしく願います。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、17番、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」・「多摩市工事契約約款第25条第6項インフレスライド条項」及び「多摩市工事契約約款第25条第1項から第4項までの規定(全体スライド条項)」の市の対応について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 17番になる。令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」・「多摩市工事契約約款第25条第6項インフレスライド条項」及び「多摩市工事契約約款第25条第1項から第4項までの規定(全体スライド条項)」の市の対応についてご報告させていただく。以前3月の総務常任委員会でもお知らせしたが、前回は開始するというところのご報告だったが、ここで請求があったので、その請求件数を含めてご報

告させていただければと思っているので、よろしく願います。

趣旨については割愛させていただき、2番目、新労務単価・新技術者単価の特例措置の内容になる。アの中にある新労務単価の特例措置の案件になるが、こちら新労務単価の特例措置というのは、適用対象案件が令和4年3月1日以降に契約を締結した工事であるが、旧労務単価で積算をして適用していることから、予定価格の内容が基本的に上昇し食い違うことから、今回新たに請求いただいた内容で契約変更という形の流れで、今回4月15日の請求期限をもって、結果的に5件の請求があったのでご報告させていただく。

続いて、裏面の新技術者単価の特例措置については請求がなかったというご報告である。

続いて、ウのインフレスライド条項の適用になる。こちらは令和4年3月1日が工期内の工事、契約日が3月1日より前の契約日ということになる。そして、残工事が2か月以上ある工事を対象工事とし、今回請求があったものは結果的に3件であった。

続いてエの全体スライド条項になる。こちらの内容については、契約日から12か月以上経過したもの、1年以上の長期にわたる工事の内容について、残工事も2か月以上あることを条件とする対象の案件になる。こちらについては、結果的に5件の請求があった。

今回このような契約変更という形で、一部今回の議会で議決もしていただいたが、このような形で皆さんに今回全体スライド、インフレスライドを含めてさせていただいて、全体的に物価が上昇し、労賃も上がっているような状況の中で、下請・孫請にまでこの単価を含めて契約変更していただいて、皆さん全体的に今回の案件について無事工事を終わらせていただいて、質のよいものにしていただければという考えから、このような形で実施させていただいたので、ご報告させていただく。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて18番、多摩市公契約条例の実施状況等について、市側の説明を

求める。

櫻田総務契約課長 18番になる。多摩市公契約条例の実施状況等についてご報告させていただく。こちらについても、毎回総務常任委員会で都度報告させていただいているところになるが、令和3年度全て状況が終わったので、そちらのご報告という形でご説明させていただく。

まず件数であるが、令和3年度全体で工事33件、委託66件、指定管理5件という結果になった。

今回の公契約条例のことについて審議会を開催させていただいている。通常年5回程度を予定しているところであるが、コロナ禍でもあり、4回の実施にとどまっている。その中で、2回目についてはちょうど感染の人数が多いところでもあったので書面開催もさせていただきながら、4回にわたって審議の内容を議論をさせていただき、結果が出たという形でのご報告になる。

続いて令和3年度の公契約条例対象案件の事業者の皆様にご協力いただき、アンケートを実施させていただいている。こちらもいつもは4月に入ってすぐに皆さんにご協力いただいて毎年アンケートをやっている。项目的に10項目を同じ内容で調査させていただき、どれだけ皆さんに認知が行き届いたのかということでアンケートをさせていただいている。以前はコロナの状況で中止しているときもあったが、今年度は無事に皆さんご協力いただいて回答が出たので、この内容の形でのご報告になる。

簡単に説明させていただくと、まずは①公契約条例の理解度である。都度毎年やっているので、同じ事業者の方々には十分理解いただいたかと思っているし、そのほか、初めて工事をやる事業者も中にはおられるので、そういった方々についてもポスター等を貼らせていただいたのと、近隣市でも多摩市は公契約条例をやっているという部分で周知が届いているということで、理解度についても、理解できている、まあまあ理解できているで95%以上であることが、アンケートの中でも確認ができたかと思っている。

あと適正な労働条件の確保・労働者の生活の安定に結びつく成果についてという項目では、成果があった、今後成果があると考えているということ

75%以上の方々に理解をいただいたような状況になっている。

続いて、3番の工事・業務の質の向上につながったのかというアンケートの中では、質の向上につながった、今後向上につながるのではないかと考えるという回答で70%以上の方々に理解をいただいている状況であるという確認が取れたかと思っている。

続いて4番目の地域経済・地域社会の活性化につながったのかというところについても、つながったと感じられた、今後に期待してつながるのではないかと考える、65%以上の方にそのように感じていただいていると思っている。こちらについては、いろいろなアンケートの中でも多摩市だけがやっていることについて、地域全体としてはどうなのかというご意見もままあるが、多摩市から発信していけたらと思っているので、引き続きこのような形で対応していきたいと思っている。

そのほか、10項目いろいろと挙げさせていただいているが、毎年少しずつ理解いただいているということで成果が見られているのではないかと感じている。また、課題もあることは十分認識しているし、審議会の委員の方々にもその課題を1個ずつクリアしていければいいということで皆さんに議論をいただいているので、そこについても少しずつ結果的にいい方向に進めていけたらということで、このアンケートの中でも皆さんに十分理解いただいていると感じている。

続いて、2番目の令和4年度の取り組みということで、今後の計画であるが、まず想定される件数が、5月16日現在になるが、工事19件、委託57件、指定管理6件という形で今年もやっていきたいと思っている。

審議会については、先日スケジュールや内容を確認して5回やろうということになった。こちらのよう形で今年も進めていけたらと思っている。課題の解決もしながら、一つずつここで議論していけたらと思っている。

そのほか、毎年課題ということで議論した内容を市公式ホームページに掲載させていただいているが、この課題を少しずつ改善できるように、4年度も一つずつこちらに書かせていただいたような改善点を注視しながらやっていけたらと、事務局としても思っているところである。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 事業所のアンケートだったわけであるが、例えば労働者の方のお声を直接聞くような機会はあるのか。

櫻田総務契約課長 今お話があったように、こちらは請け負った事業者に対してアンケートをさせていただいているので、直接のお声というのは、アンケートという形ではやっていない。

ただ、審議会の中でも、事業者側の代表の方、あと労働者側の代表の方ということで組合の方、お二人ずつ出していただきながら、組合員の中から来られる労働者の方々のお声を聞いてもらう場をつくってもらうという形で、多摩市の公契約条例対象の工事に携わった場合、委託に携わった場合、どういのお声があるかというのも聞かせていただいて議論の中の一部とさせていただきたいと思っているし、私ども所管課も、事業者側だけではなくいろいろな意見を求めるような場もあったらいいのではないかとということで、いろいろと模索しているところである。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、19番、新型コロナウイルス感染症への取組状況（5月31日現在）について市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 市民経済部では、19番から24番まで計6件、今回協議会の案件としてご報告をさせていただければと思う。そのうち19番については、これまでも議会にご報告させていただいた市民経済部のコロナ対応の取り組み状況の更新版になっているので、その変更点について私からご説明させていただいた後、20番以降については各所管課長からご説明をさせていただければと思う。

それでは、まず19番の「新型コロナウイルス感染症への取組状況（5月31日現在）」というファイルをお開きいただければと思う。こちらは前回3月の協議会の場では、1月末あるいは2月末の取り組み状況ということでご報告をさせていただいたが、今回は5月31日現在ということで、令和3年度の実績及び4月、5月の取り組み状況のご報告になる。主立った変更点のみとなるのでご了承願う。

まず、1ページ目であるが、こちら下段に事業者グループ連携支援補助金があるかと思うが、こちらは1件当たり100万円（補助率3分の2）で昨年度から始めているが、昨年度の3月のときには2件の交付決定があったとさせていただいていたが、最終的な実績としては1件になっている。事業計画の段階で2件交付決定していたが、最終的に補助対象の経費の執行がなかったので実績としては1件で、減額となっている。

あと、2ページ目の下段のところ、キャッシュレスでGO!GO!多摩については、これ還元額等の数字は特に変わっていないが、利用者数のところが最終確定したということで、若干数字が変わっている。

しばらくその後変更等はないが、4ページ、出店促進支援金、前回こちら2月末時点では、令和3年度としてはその段階で1件というようなご報告だったが、実績としては令和3年度合計2件。予算上は5件取っていて、今年度50件分取っていたかと思う。あと今年度については5月末時点で12件で、今もいろいろと申請をいただいている状況である。5月末時点で昨年度の2件と今年度の12件、合わせて14件という状況である。

そこから下に行って8番、サテライトオフィス設置事業補助金であるが、こちら2月末時点では特に申請がなかったが、最終的にもなかったということで、こちらの執行はゼロとなっている。

続いて9番、多摩市緊急就労支援事業である。こちらの新規雇用実績のところ、3月のご報告の際は第1期が9名、第2期が4名、合計13名となっていたが、最終的には14名で、1名、ふえている。

その後、6ページになるが、6ページの中段、12番の中小企業ビジネスサポート補助金である。こちらは令和4年度の新規事業になるが、5月時点では2件の申請があるという状況である。

その下のところであるが、これ令和3年度で終わっている案件であるが、コロナでの市税の徴収猶予の特例制度があった。件数的には特段大きく変わっているわけではないが、その後納めていただいている徴収状況としては、当初はかなり納めていただけなくなるのではないかと懸念していたが、9割以上の方が納めていただいているということで、この徴収猶予の特例制度はあまり影響なく進んでいる。

7ページからであるが、コロナ禍でスマートフォンのQRコード決済等の取り組みを進めてきたが、こちらの実績になっている。税の関係であるが、7ページの一番上段が令和2年度になっているが、令和3年度のところを見ていただくと、数字的には大幅に増加している。これ3月議会でご報告させていただいたときよりは、市・都民税に関しては500件ほど、固定資産税についても600件ほど、1月末時点の状況だったが、その後2か月間で約1,000件以上ふえていると。

ページをおめくりいただいて、8ページになるが、令和4年度の実績ということで4月、5月の2か月間になるが、こちらも非常に伸びてきているということで、このキャッシュレス等の取り組みは着実に進捗しているような状況である。

あと、その下段が証明書等のコンビニ交付の関係であるが、こちらについても前回1月末時点での状況からすると、コンビニでの交付の割合が少しずつであるが増加しているような状況になっている。

9ページ以降も市民課でのキャッシュレス決済の取り組みになっているが、こちらも着実にキャッシュレスでの支払いが増加しているような状況になっている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、20番、住民記録の処理の遅れについて、市側の説明を求める。

片岡市民課長 昨年度死亡された方の記録が住民記録に遅れて反映されたということがあった。そのことについて対策を講じたので、概要と再発防止策について報告させていただく。

まず内容としては、令和3年11月末に死亡届が提出され、それを翌日戸籍担当が戸籍には反映の手続をしたが、その後住民記録に、つまり住民基本台帳に反映するために伝達しなければいけないところ、伝達漏れがあった。それで、翌月にご遺族の方が葬祭費補助の申請に訪れた際にまだそれが反映されていなかったことがわかり、もう年末だったので年明けに市民課に伝えられたのであるが、その時点で処理の遅れというか漏れが発覚

した。そのことについては、葬祭費自体は月末締め翌月末払いで、それ自体はスケジュールどおりに遅延なくできたのではあるが、死亡記録がきちんと反映されていなかったと知ったときのご遺族の不満や不信感は大変なものがあったと思う。市民課でもそれを強く反省し、下3点のような確認と再発防止を行った。

まず過去のデータの遡及に関しては、令和3年10月から令和4年3月までの死亡届を全部確認し、ほかに漏れがないことを確認している。それから、これまで戸籍担当が死亡届のコピーにメモをつけて、紙で住民記録担当に渡すという形だったが、毎日戸籍に関しては住民記録の端末で5時にデータが反映されているかという全件確認を行うことにした。それから、ほかの課から問い合わせがあったときに、戸籍担当なのか住民記録担当なのかということでも多少混乱したり、その間の伝達などで遅れや誤解が生じたりということも考えられたので、ほかの課からの問い合わせは住民記録担当に一本化するという形にした。

今後も市民の方に迷惑のかかることのないように努力していく。皆様にもご心配いただき、申しわけなかった。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて21、「多摩センターの将来のビジョンを描く」行動指針(令和4年度～令和6年度)～多摩センターのこれからのあゆみ方～(報告)について市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 21番、「多摩センターの将来のビジョンを描く」行動指針(令和4年度～令和6年度)～多摩センターのこれからのあゆみ方～(報告)についてご説明させていただく。

3月の総務常任委員会でもご報告している部分もあるが、まず1番の経緯になる。令和3年度末、市の庁内組織である多摩センター活性化推進会議で、多摩センターのさらなる活性化に向けた取り組み方針、具体的施策の基盤となる第1期多摩センター駅周辺地区都市再整備計画の期間満了を迎え、中央公園・公園内施設のハード改修・整備の方向性がおおむね決定

した。また、世界規模の感染症の影響により人々の生活様式が変化し、まちに求める価値が変化してきている。

これらの現状を踏まえ、推進会議では、取り組み方針に基づく平成29年度から令和3年度までの5年間の取り組みについて振り返りと今後の方向性の検討を行い、検討結果として行動指針を決定した。この内容については、3月総務常任委員会において行動指針（案）として報告したところである。また、行動指針に基づく多摩市の具体的検討に係る経費について6月補正予算に計上し、お認めいただいたところである。

次に、行動指針の概要になる。多摩センターという多摩ニュータウンの中心のまちとして40年以上が経過し成熟した都市において、分野ごとのイエス・ノーを積み上げただけでは解決し切れない、絶対的正解のない問題が積み残った結果、まちの価値を維持あるいは向上していくことが困難となってきた。

また、まちの価値の維持向上には、少子高齢化や環境問題などの社会問題、昨今の感染症による人々の生活様式の変化など、複雑に絡み合う問題を解決していく必要がある。行動指針では、多摩センターのまちの声を収集しながら将来のビジョンを描きバックキャストिंगすることにより、まちの価値創造につながる行政施策をトライ・アンド・エラーにより検討していくに当たり、令和4年度から6年度の市の動きの基本的考え方をまとめたものになる。行動指針については、令和5年1月を最初のマイルストーンとして、令和6年度末の多摩中央公園フルオープン時に方針に代わる多摩センターの将来ビジョン及び行政戦略を具体化していくことを目指している。

次のページになる。3番目として、将来ビジョンと今後の視点として、まちづくりからまちづかいへ、ハレ（非日常）からケ（日常）へといったことをもって検討していく。

次に、4番目の令和4年度の動きになる。令和4年度については、令和5年1月の京王プラザホテル多摩の閉館時期をマイルストーンとして、「多摩センターの将来ビジョン（仮）」について描いていくことを目標としている。本件の検討を進めている推進会議では、新たにワーキングチーム

と都市再生整備事業部会、遊歩道部会、多摩中央公園・多摩センター連携協議会部会の3つの担当者部会を設置し、ワーキングでは様々なステークホルダーからまちの意見を収集し、将来のビジョンを描き、また担当者部会で喫緊の課題や将来ビジョンの実現に必要な行政手続の整理などを同時並行で進めていく。

次に、5番として、今後の予定である。6月からまちの声の収集などを開始し、来年1月には「多摩センター将来のビジョン（仮）」を策定し、令和5年1月以降に、そのビジョン（仮）に基づいて仮説検証を行っていく。

別添資料1をご覧ください。令和4年度の具体的行動について、再度の部分になるが、1ページとして、下の部分として将来ビジョンの策定に当たっては、パルテノン大通りなどのハード整備や、大通り等での道路のルール、連携企画として多摩中央公園をプラットフォームにしたにぎわい創出やステークホルダーなど、まち全体が同じベクトルを向いた将来ビジョンとして検討していく。

2ページ目になる。ワーキング・各部会の令和4年度から6年度のスケジュールになる。

3ページ目になる。こちらが令和4年度、今年度のスケジュールになる。

続いて5ページ目になる。ワーキングチームでは補正予算をお認めいただき、令和4年度は多様な手法により収集したまちの声を取り込みながら、多摩センターの将来ビジョン（仮）を策定していく。ワークショップなどの対話型アンケートや個別ヒアリングなどのほか、道路の実態調査など、収集したアンケートの内容など、分野ごとの動きをビジョンにつなげていく。

6ページ目になる。遊歩道部会についてであるが、こちらも補正予算をお認めいただき、多摩センター駅周辺の現状利用実態や市民のニーズを把握し、ルールづくりなどに向けた課題や方向性を整理することと、また、多摩センターの将来ビジョン（仮）を共有し、目指す姿を整理していく。

別添2については、3月の総務常任委員会でご報告した行動指針の文言整理などをした完成版となるので、後ほどご覧いただければと思う。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて22番、「東京都市長会広域連携事業」令和4年度予定事業と令和3年度実績報告について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 22番、「東京都市長会広域連携事業」令和4年度予定事業と令和3年度の事業実績報告についてご報告させていただく。

経済観光課では、東京都市長会の多摩島しょ広域連携活動助成金を活用して、他市と連携して観光振興事業を実施している。今年度の実施予定事業と昨年度の実績についてご報告させていただく。

令和4年度、今年度の事業について、1番目として、日野市と連携している「ひの・たま」観光連携協議会については、1つ目として、ひの・たまウォーキングモデルルートの作成、2つ目として、ひの・たまウォーキングマップの作成、3つ目として、昨年も実施したひの・たまデジタルスタンプラリーの実施を予定している。

次のページになる。2番目として、稲城市、町田市と連携している南多摩3市観光推進協議会である。1つ目として、観光ウォークということで昨年に引き続き、各市内をめぐるウォーキングツアーを実施する。7月23日に、多摩市の農園で採って学ぶ、食べて学ぶというようなウォーキングを今予定している。2つ目として、バスツアーということで、夏については8月27日、冬については12月を予定している。その他観光ブックの増刷等を予定している。3番目として、府中市、日野市、稲城市と連携している京王線沿線観光連絡会議、こちらとしては、1つ目として、昨年も実施したが、本年度は大学生の協力をいただいて「謎解き宝探し」イベントを実施する予定である。

そのほか、2つ目として、サイクルイベントの実施。こちらは9月中下旬、11月上中旬頃を今予定している。4つ目として、多摩地域マイクロツーリズムプロジェクト。こちらについては、昨年は多摩市、稲城市、多摩大学総合研究所、京王観光の4者で実施していたが、今年度は新たに八王子市、日野市を加え、自治体としては4市になっている。大学生等のチームを対象にマイクロツーリズムのアイデアを募集し、地域企業と連携し、

翌年以降の事業化を目指しているものである。現在16チームが今エントリーしており、12月のドラフト会議に向けて今始まっているところである。

3ページ以降は昨年度の実績になるので、後ほどご覧いただければと思う。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて23番、(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定開始について、市側の報告を求める。

三浦観光担当課長 23番、(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定開始についてご報告をさせていただく。

これまでの総務常任委員会でもご報告してきたが、(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針については、令和2年3月24日に多摩市観光まちづくり交流協議会より多摩市観光交流まちづくりグランドデザインの提言を受けたことによって検討を開始した。その後、感染症拡大など社会情勢等を受け、当初スケジュールから約2年延期し、令和4年度中に策定検討を開始することを整理させていただいた。感染症については、先行き不透明な部分もあるが、新しい生活様式であったりウイズコロナの考え方が普及してきた昨今の社会情勢等を鑑みて、令和4年4月に庁内組織として策定委員会を設置し検討を開始した。

基本方針は、グランドデザインを参考にしながら、コロナ禍における人々の行動変容などを考慮し、総務常任委員会、多摩市観光まちづくり交流協議会の報告等を踏まえ策定させていただく。

3番目の今後のスケジュールの部分としては、令和5年2月に素案を完成させる予定で、4月にパブリックコメント、6月には議会へ報告し、決定というようなスケジュールで今考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、24番、連光寺六丁目農業公園づくり事業に関する報告について市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 それでは、ご説明をさせていただく。資料の24番をご覧願う。連光寺六丁目農業公園づくり事業に関する報告である。こちらについては、公園緑地課と連携して事業を進めているので、生活環境常任委員会でも公園緑地課から報告をさせていただくものである。

まず1番目のところの事業の経緯と概要である。こちらの連光寺若葉台の保全地域については、平成26年11月に当初指定された。その後、令和2年11月に保全地域が拡張され、その後市が一部を取得している。その後令和3年11月、昨年11月から令和4年2月にかけてであるが、市主催によって連光寺若葉台里山保全地域農的活用検討会を実施した。こちらの内容については、令和4年3月の総務常任委員会、生活環境常任委員会で報告している。その後今年度に入ってから、こちらの報告を踏まえて農業公園づくりに向けた試験事業を開始している。

令和4年度事業内容である。(1)であるが、農業公園づくりに向けた公募市民による農作業体験を中心とした試験事業である。こちら公募をして、参加人数は40組の88名である。70組の応募があったが、抽選でこちらの人数に絞らせていただいた状況である。活動内容であるが、5月21日にまず第1回を、土曜日であるが実施をした。こちら保全地域の説明とサツマイモの苗の植え付けを実施している。今度6月25日の土曜日に第2回目ということで、草取りと保全地域の散策、あと農業公園づくりに向けた意見交換を予定している。3回目として、9月頃に草取りと作物の生育状況の観察会、11月頃にサツマイモの収穫体験を予定している。

こちらは、サツマイモの育成・収穫をメインとした事業であるが、併せて参加者同士の意見交換なども行い、農業公園をどうするかについての検討、あと積極的にその後も関わってくださる担い手作り、ネットワークづくりのきっかけにすることも目的としている。

(2)であるが、当該地で育成可能な作物を調査する試験事業ということで、この地でどのような作物を育てることが可能なかを調査することを目的に、様々な作物を今実験的に作付けしている。また、土づくりには、

植物をそのまま土にすき込むことで土壌改良を行うような手法があるということで、そういったことも試行的に行っている。こちらの実施に当たっては、地元の農家の協力をいただきながら、アドバイスをいただきながら実施している。

2ページ目をご覧いただくと、こちらは区域図である。左側に市で取得した土地を枠で囲っている。こちらが試験事業を実施しているところである。面積は約3,600平米である。右側は、5月21日に実施した様子の写真である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会25番、令和3年度基金運用実績の報告について、市側の説明を求める。

高階会計管理者 協議会資料は25番をお開きいただければと思う。本件は、令和3年度の基金の運用実績を報告させていただくものである。

本市では、庁舎の建て替えや公共施設の改築などに要する財源を確保するために、使用目的に応じて複数の基金を設置している。これらの基金は、利用するまでの期間、地方自治法の趣旨を踏まえて運用をしているところである。運用益は平成20年度のピーク時には4,500万円を超える額に達していたが、リーマンショックを機に定期預金の金利が急激に低下して運用益が年々減少している状況であった。そこで、基金をより効果的に運用するために、平成28年度に多摩市公金運用管理委員会を設置し、新たな運用手法などの検討を行い、現在、債券購入などによって運用益の確保に取り組んでいるところである。

運用実績について、中段の(1)の表の運用益の欄を見ていただければと思う。平成29年度にはピーク時の20分の1以下の約200万円にまで減少していたが、平成30年度から徐々に運用益が回復し、1,000万円を超える状況にまで達しているところである。これは繰り返しになるが、新たな運用手法などの検討を行い、債券の購入などによって運用益の拡大を図ったことによるものである。

(2) の表の基金現金、債券保管状況の基金の残高を見ていただくと、基金の残高合計約188億円のうち、債券による運用が32億円で2割にも満たないという金額ではあるが、運用益の欄を見ていただくと、合計が1,035万円、このうち705万円が運用益で大きな割合を占めており、債券の運用による効果が大きいことが見てわかるかと思う。

運用益の推移については、2ページ目の資料をご確認いただければと思う。資料2ページ目の棒グラフであるが、繰り返しになるが平成20年度にピークを迎えていたが、リーマンショックの影響で翌年度から運用益が急激に低下しており、以後減少傾向が続いていたが、平成30年度から緩やかではあるが運用益が回復しているところが見てとれるかと思う。現状の金利が続く限り、ピーク時の額まで運用益を持ち直すことは難しい状況ではあるが、今後も債券の購入による運用を中心に行って運用益の確保に努めていきたいと思う。

説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会26番、行政視察についての件に入る。

今年度の総務常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。6月8日の議会運営委員会において常任委員会の行政視察は日帰りにとどめることが確認されているので、これを踏まえ協議をしたいと思う。

まず視察の実施の有無について確認し、実施する場合には日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 2時36分 休憩

午後 2時43分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、休憩中に意見交換をした内容であるが、視察の候補地はいまだ決定していない。ただし、7月20日までに候補地があれば皆さんから

ご意見をいただき、そこに行くかどうかをまた協議したい。そして、候補日としては10月か11月頃となったので、皆様よろしくお願ひしたいと思う。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時44分 再開

渡辺委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 2時44分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 渡辺 しんじ